

予算特別委員会記録

○開催日 令和8年3月12日 午前9時30分～午後3時56分

○場所 議場

○出席委員

5番	水野正子	委員長	11番	橋口洋一	副委員長
2番	下竹芳郎	委員	3番	辻本貴志	委員
4番	上迫正幸	委員	6番	立石幸徳	委員
7番	豊留榮子	委員	8番	味園美和子	委員
9番	禰占通男	委員	10番	平田るり子	委員
12番	吉嶺周作	委員	議長	眞茅弘美	

【議題】

議案第19号 令和8年度枕崎市一般会計予算

[消防費～予備費] [歳入] [総括]

議案第20号 令和8年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和8年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和8年度枕崎市介護保険特別会計予算

【議題】

議案第19号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第20号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第21号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第22号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

午前9時30分 開議

○委員長（水野正子） 予算特別委員会を再開いたします。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○副市長（本田親行） ふるさと応援寄附金に関する事案について御報告いたします。

昨日の地元紙等の報道でもありますとおり、指宿市内に本社を置く畜産会社が、牛肉商品の牛種や原産地、個体識別番号を正しく表示せずに販売したとして、農林水産省から食品表示法及び牛トレーサビリティ法に基づく表示の是正や再発防止策の実施の指示、勧告を受けたとのことです。

この不適切表示の対象となる牛肉については、県内4市のふるさと納税の返礼品として取り扱われていたとして、詳細について調査が進められておりますが、本市においても、枕崎市内の返礼品取扱事業者が、当該畜産会社の商品を扱っており、昨日、当該畜産会社と面談し、確認を行ったところ、令和5年1月から1年程度、不適切表示の対象となる牛肉が本市返礼品として取り扱われていたことが判明いたしました。

現在、詳細について市、返礼品取扱事業者、当該畜産会社において調査を行っており、詳細が判明次第、議会をはじめ、寄附を頂いた方や市民の皆様の説明を行ってまいりたいと考えております。

〔消防費～予備費〕

○委員長（水野正子） それでは消防費から予備費までの審査に入ります。

予算書の117ページから151ページまで、あらましの15ページから19ページまでになります。

それでは審査をお願いいたします。

○4番（上迫正幸） あらまし15ページの消防費、大型免許取得助成補助の説明をお願いいたします。

○消防長（宮原司） 今回の消防職員の大型免許取得助成金の交付について申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となり、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している消防署や消防団においては、当該自動車を運転する消防職員や消防団員の確保が課題となっていたところです。

消防団については、その後、車両総重量3.5トン未満の消防自動車の活用を図るか、また、消防団員に準中型免許取得に係る公費助成制度を導入するかについて検討を行いました。令和3年11月の分団長会において、団員への免許取得ではなく、制度改正後の普通免許でも運転可能な3.5トン未満の消防自動車への更新を行うことが確認され、その方針に基づき、消防団については、現在は計画的に3.5トン未満への消防自動車に更新を行っているところでございます。

消防署においては、現在、消防車両が10台ございますが、そのうち5台について、準中型以上の免許が必要となっております。

内訳については、救助工作車、はしご車、水槽車が大型免許、水槽付ポンプ自動車が中型免許、消防ポンプ自動車については中型免許となっております。

消防職員が運転する消防車両については、災害の激甚化・多様化に対応するため、近年大型化する傾向にあります。全国的にも、消防職員の大型免許の保有率は減少傾向にあり、大型免許を持つ消防職員の確保と育成が喫緊の課題となっているところです。

はしご車や水槽車などの運転に必要な大型自動車免許の取得については、これまで自主的な取得を要請してきているところでございますが、大型免許取得には自動車学校への費用等が増加傾向にあることなどの理由から、なかなか取得が進んでいないところです。

本市消防職員の大型免許の取得については、消防職員委員会等の中で、取得費用の助成はできないのかとの意見も出されておりました。そのため県内消防本部の大型免許取得の補助状況等の

調査を行いました。県内の消防本部においても、大型免許を持つ消防職員の確保と育成は課題となっているようで、調査結果では、県内20消防本部のうち、半数の10本部において公費による補助を行っております。

そのようなことから、本市においても大型自動車免許の取得補助の検討を行い、今回予算計上をお願いしたところでは、大型自動車免許の取得補助を行うことにより、大型免許の保有率が向上し、職員配置などの勤務体制に制限がなくなるなど、本市の消防救急体制の充実強化につながるものと考えているところでございます。

なお、補助額については、免許取得の対象経費に係る費用の3分の1を補助し、上限を15万円と考えているところでございます。

○4番（上迫正幸） 補助の対象となる職員は何人ぐらいいるんでしょうか。

○消防長（宮原司） 現在12人でございます。

○4番（上迫正幸） この大型免許以外に何か補助があれば、それも併せて教えてください。

○消防長（宮原司） 個人の免許取得に係る部分については、救急救命士免許を取得する際に公費を使用しており、あとは講習等の費用となっているところでございます。

○4番（上迫正幸） これは来年度以降も予算計上する予定のものですかね。

○消防長（宮原司） 大型免許を取得するためには取得してから3年、21歳以上でないと取得できない条件とかもございまして来年度以降も、そういう職員もおりますので、対応していきたいと考えております。

○4番（上迫正幸） 続きましては、あらましの16ページ、消防自動車等購入事業の水槽付消防ポンプ自動車の説明をお願いします。

○消防長（宮原司） 消防自動車等購入事業については、平成22年3月に整備した水槽付消防ポンプ自動車が、令和9年3月に日本検定協会が定める消防車両の安全基準において、消防ポンプ自動車の使用期限、保障の期限、修理の耐用年数及び交換部品の供給対応する年数について17年と示されており、その期限を過ぎますことから、購入を予定しているものでございます。

この購入費については、9,757万円を計上しており、財源といたしましては、過疎対策事業債9,750万円、一般財源の7万円としているところでございます。

○4番（上迫正幸） 消防自動車等となっております。この等の部分の説明をお願いいたします。

○消防長（宮原司） 車だけではなく、艀装するその装備品のことも含めて自動車等となっております。

○4番（上迫正幸） 今回購入する消防自動車と、これまで使用してきた水槽付ポンプ車の一番の違いを説明してもらえますか。

○警防課長（中原広次） 今回更新する車両については、大筋は既存のものと変わりませんが、車両の安全装置が多くなること、そして、現在の車両については、外部に吸管とか、消火器、吐水口、給水口、そういった装置がむき出しの状態となっております。これは、台風警戒等においても、倒れた木々、垂れ下がった電線等に引っかかるおそれがあります。また、吸管等の金具が緩み吸管が離脱した際には、引きずったりして、歩行者、対向車等に接触する事故が発生する可能性もあります。

そのようなことから、更新車両については、側面、後面をシャッター方式のものにし、箱型の車両に更新する計画を進めております。そういったところが大きな違いとなっております。

○2番（下竹芳郎） 今、消防署には大型免許が必要な車は何台あると言いましたかね。

○消防長（宮原司） 現在、消防署には消防車両が10台ございますが、そのうちの救助工作車、はしご車、水槽車が大型免許が必要です。今年度整備する水槽付ポンプ自動車は中型免許が必要で、消防ポンプ自動車の一番小さいものでも準中型免許が必要で、この5台が普通免許では運転できないということで、それ以上の免許が必要となっているところでございます。

○2番（下竹芳郎） 先ほど消防団の車は大型免許が必要ない3.5トン未満で購入するということがありますが、3.5トン未満になると、機能が落ちるとかそういうことはありませんか。

○消防長（宮原司） 車自体は、3.5トン未満になりましても、今まで使用していた消防ポンプ自動車と機能は変わらないということになります。ただ、今までミッションであった駆動方式がオートマになっているということでございます。

○2番（下竹芳郎） この間も救急搬送時に救急車の事故があったという報道もあったんですが、新しく免許を取られる方がいらっしゃるんで、そういうことが絶対ないようにお願いいたします。

○4番（上迫正幸） 16ページの高機能指令システム更新事業委託が大変5億8,000万円という高額な予算計上になるんですが、これは何年ぶりの更新になるんですか。

○消防長（宮原司） 現在使用している消防指令システム及び旧消防救急デジタル無線設備については、平成26年12月から運用を開始しております。

○4番（上迫正幸） この更新により、どういう影響があるのかを教えてください。

○消防長（宮原司） 概要について御説明を申し上げたいと思います。

先ほども申しましたが、平成26年12月から運用を開始しており、消防指令システムについては、メーカーが定める仕様期限期間の10年、当初は令和6年度に全面更新をする必要がございましたけれども、中間更新を令和2年度から4年度の3か年で実施したことから、そのときパソコン等の情報機器等を更新した令和3年度からの5年後を目安とした令和8年度、次年度に全面更新をする計画としていたところでございます。

今回整備する高機能消防指令システムについては、消防本部の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災、救急救助等をはじめとする各種消防業務における通信指令管制業務を合理的かつ円滑に行うことで、消防活動時の効果的な部隊運用と災害等による被害の軽減を図り、市民の安心安全の確保をすることを目的として整備をするものです。

現在国は、全国の消防本部の指令台において、画像や文字などを用いた通報手段への対応を可能とし、情報収集能力の向上や他機関への連携強化を図るため、令和6年3月に策定した標準仕様書に基づく標準インターフェイス等を具備したシステムの整備を推進していることから、本市でも、標準仕様書に準拠した移動型の高機能指令消防指令システムへ整備をしようとしているものでございます。

消防救急デジタル無線システムとは、各種の災害時において消防本部や指令台などを設置する基地局と、消防車や救急車などに装備する車載無線機や隊員が携帯する無線機などの移動局の間で連絡に用いる無線通信システムとなります。

今回のシステム構築に当たりましては、これまで無線設備では対応できなかった不感地帯を解消するため、新たに基地局を整備して、不感地帯の解消をし、機能強化を図ろうとするものでございます。

さらに国は、マイナンバーカードを活用した救急業務や、AIを活用した救急隊運用の最適化などの実証事業や電子申請の導入など、デジタル技術の活用による高度化を進めているところで

す。本市においても、消防本部や消防署において、日常の事務処理や現場活動の記録管理、法令に基づく許認可業務などの業務を効率化するための新たな消防業務システムを導入して、消防行政分野におけるDXを推進して業務の効率化を図っていきたいと考えているところでございます。

○10番（平田るり子） 消防車両については高度化がかなり進んでいますけれども、聞いた話で、1つエラーが出てしまうと、手動に戻す行為がかなり困難だということを知ったことがあります。緊急に要するものなので、そういったところの訓練なり、通達なりっていうところはどうなっているのか教えてください。

○警防課長（中原広次） 今お尋ねの質疑については、この通信指令システムに関する不具合が

発生した場合の対応でよろしいでしょうか。

○10番（平田るり子） システム化について、いろいろ機械とか高度化して、いざ何かそこに1つエラーが出てしまうと、全てが使えなくなったりするというのを少し聞いたんですけど、その中で、手動に戻そうとしたときになかなか手動に戻らない困難さがあるお話を少し聞きました。そういうところの指導とか、もしそういう話が耳に届いてなければ、今後、この対策をどのようにしていくのか教えてください。

○警防課長（中原広次） まず車両更新する際に、艀装メーカーによる車両の取扱い説明を2日間ほどしてもらおうことになります。

その中で自動化されている装置もありますが、その装置が使えない場合の非常ボタン、非常装置、そういったものも説明を受けますので、有事の際の対応は、自動化された機能が故障した場合でも、手動ボタン、非常ボタンにてポンプ運用できるような体制になっております。

○10番（平田るり子） 一応、その点は最近聞いた話なので、きちんとそういう指導を行っていないのかなあとというところで、これはもう緊急に関わりますので、しっかりと説明なり対応をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 先ほどの説明で、基地局の整備と言いましたが、現在持っている部分の基地局はどうなっているんですか。

○警防課長（中原広次） 現在使用している消防指令システムの基地局は、消防本部1階の通信指令室に設置しております。

○9番（禰占通男） それで、枕崎市内全域エリアを使用可能になっているということですか。

○警防課長（中原広次） 今現在、消防本部庁舎にアンテナを設置して基地局1か所での運用を行っておりますが、どうしても無線の波は直線波ということで、山とかあると障害になって届きにくくなります。そのような関係で、別府地区とかが広域的に不感地帯になっているところもございまして、その不感地帯を解消するために、別府地区にもう一基、基地局を設置して対応する予定としております。

○9番（禰占通男） そうすると、今回の予算でそれがなるということですか。

○警防課長（中原広次） はい、そのとおりでございます。

○6番（立石幸徳） 消防の関係で幾つかお尋ねをしますけど。昨日が東日本大震災の15年たった3.11の日だったわけですけど、施政方針の中でも、大規模災害を想定し、他自治体や民間事業所との災害時応援協定、こういったことを進めるというんですけど、この部分は、具体的にはどういったことが考えられているんですかね。

○総務課参事（平田寿一） 他自治体との協定については、現在進めている南あわじ市との災害協定、これが年度内に締結できるのか、あるいは新年度に入るのかがはっきりしなかったのもそのような表現になったところですよ。

あと民間事業所との協定も、必要なものは積極的に協定を結び、大規模災害時に備えると言ったニュアンスで載せてあります。

○6番（立石幸徳） これは従前から取り組んでいるという南あわじ市の災害協定、まだ最終的に締結までは至っていないかと思うんですけど、今後とも積極的に、南あわじ市との災害協定は、きちっと最終締結ができるようにやっていただきたい。

というのは、南あわじ市は、災害面でも南海トラフの一番中心的な部分にも当たるんですけども、それ以上に、実際、トイレカー、災害時でトイレを移動できる車を持ち合わせていて、これがはっきり言って能登地震でも南あわじ市のトイレカーが大活躍していると、その災害面では私はこの南あわじ市は先進自治体に当たると思うんですね。本市にとっても非常にいろんな意味で、その部分のメリットは大きいと思います。ですから、積極的にこれは取り組んで、協定までたどり着いてほしいと思って、要望しておきます。

それから先ほどの救急関係で、救急救命士に補助ではなくて公費でやっているという説明だったかと思うんですが、現在、枕崎市はこの救急救命士は何名おられるんですか。それと救急救命士が需要に追いつかないと。とにかく救急救命士を養成せんといかんといいんですけど、最低でもあと何名確保しないといけない状況になっているのか、お尋ねをしておきます。

○警防課長（中原広次） 現在、当本部にいる救急救命士数については、14名となっております。このうち、実際に現場活動をする運用救命士は12名在籍しております。

消防計画では、救急救命士の必要数は14名としておりますので、その14名を確保するために計画的に救急救命士を要請しているところになります。

○6番（立石幸徳） それと、消防団に、小型ポンプ更新は先ほども出ましたけど、救命ボートの整備が出ていますよね。今、救命ボートは本市にはないわけですかね。

○警防課長（中原広次） 現在、消防本部に救命ボートを1基配備しているところです。

○6番（立石幸徳） そうすると、本部だけじゃなくて、消防団にもその救命ボートを備えていくという考えですか。

○消防総務課長（中原勝一） 消防団においても、河川、海等が含まれた地域がありますので、そういったところに活用していきたいと考えているところです。

○6番（立石幸徳） もう一点、一番予算の消防費で大きいこのシステムの更新ですけどね。2つのシステム更新でおおよそ6億円近い予算が出されているわけですけど、まず一つ一つ、この1点目の消防救急のデジタル無線システム、これは具体的にもう少し、先ほど幾らか説明があったんですけどね、この部分の救急デジタル無線システムは、どういった更新になるんですか。

○警防課長（中原広次） 消防救急デジタル無線は、消防活動を行う上で、消防本部基地局と消防車両等の移動局間での重要な無線通信をする必要不可欠なものとなります。

今回の更新において、まず先ほど申し上げたとおり、消防無線の不感地帯を解消すること、また、現在は消防救急デジタル無線設備の携帯無線機が車両に1台しかございませんので、活動隊員間の連絡がなかなかうまくいかないところもありますので、活動隊員が使用する署活系無線機、携帯無線機を同時に配備する計画としております。

そのほか各システムは、この国が示す標準仕様書等に基づき整備することとなりますので、全ての装置が冗長化、いわゆる二重の装置ですね、1つのメインの装置がダウンした場合でも、サブのシステムで対応が可能となるよう、冗長化を図ることとなっておりますので、費用も高騰していると思われます。

○6番（立石幸徳） 先ほどから出されているこの令和6年3月に出示された国の仕様書ですね。この仕様書がどうなっているのか、私どもまだ見ていませんのでね。

ただ、この南薩においては、枕崎市は単独消防となっているんですけど、ほかの南薩3市は、最初は指宿南九州消防組合ができましたから、2つの市のシステムもだけど、南さつま市もこの消防システムという意味では、一緒に対応しているんじゃないんですか。これ最初に確認しますが、そうなっているんですかね。

○消防長（宮原司） 南さつま市消防本部については、南薩3市、指宿南九州と南さつま消防本部と一緒にシステムを構築しております。

○6番（立石幸徳） 要するに、組合構成はしてないけど、無線システムは、南さつま市も入った中での3市での対応ということですよ。なぜこういうことを確認するかっていうと、今、令和6年3月に国が示した仕様書はそういう広域で対応するところと、本市単独で対応するところとの仕様書は、違っているんですか、全く一緒のものなんですか。

○警防課長（中原広次） 今御質疑の国が示す標準仕様書等については、単独消防本部、共同運用、それぞれ異なることもありますが、大筋は同様の内容となっているようです。

○6番（立石幸徳） 組合と一緒に入るといふより、システム上どっちがメリットっていうか、

有利になるのか、その辺も我々は見極めもありますから、違っているところ、一緒のところとか、そういう特に違っているところはどうか確認しているんですか。

○警防課長（中原広次） 南薩3市が運用している共同指令センターと、当本部の指令システムの大きな違いとしましては、共同運用の場合は、通信指令センターに指令機能がありますので、例えば南さつま市の消防署には指令書の受信をする機器のみが設置されることとなります。

当本部は単独のため、本部内に通信指令室があるということになります。

○6番（立石幸徳） 細かいいろいろな違った部分を上げつらうことでもないんですけども、要は更新時期がくれば、南薩4市でのシステムに加入したほうがいいのか、今のまま単独でシステムをやっていくほうがいいのか、それはきちっと検討する必要があるかと思うんです。

というのは、私はかつて南さつま市の坊津に住んでいる南さつま市の消防職員が、いわゆる無線システム、指令システムは指宿市が本部を構えているわけですね。

坊津からいつもこの枕崎を横切って指宿の本部まで通っているけどって、職員が言うんですよ、システム上関係のない枕崎を通って指宿まで通わんといかんとすまんかなといつも思っていますと。

ですから、組合で一緒になるということもですけども、これはかつて広域消防があったわけですからね。それは議論を繰り返すことじゃないですけど、システムだけでも合同でというのが、本市が有利になるのであれば検討しておく必要があるかと思って聞いているんですよ。

それで、先ほどから出た最後に無線の現状は届かない部分があると。今度のこのシステム改修ではもう全てその辺は解決できると見とっていいわけですかね。

○警防課長（中原広次） 御質疑の不感地帯の件は、事前に2つのメーカーにシミュレーションをしていただいております。そして、別府地区のどの辺に設置すれば、不感地帯が解消されるということをシミュレーションで確認しているところです。

○10番（平田るり子） あらまし18ページの30、31の学校運営協議会と地域学校協働活動事業について伺いたします。本市はこの2つの事業をどのような目的に位置づけているのか。あわせて、成果と課題を教えてください。

○生涯学習課長（木浦勝美） 学校運営協議会と地域学校協働活動のまず目的を分けて説明いたします。

学校運営協議会は、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域と一体となって、特色ある学校づくりや子供の健全育成を実現することを目的とした機関となっております。学校、家庭、地域が目標を共有し、協力して質の高い教育を目指すとしております。

また、地域学校協働活動は、地域全体で子供たちの成長を支え、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校を核とした地域づくりを目指す活動です。

多様な地域住民の参加により、子供の豊かな学びの実現、地域活性化、地域の絆の再構築及び持続可能な教育体制の構築を目的としております。

学校運営協議会による熟議を定期的に行い、そこで話し合われた内容や解決策を地域学校協働活動と連動させて実現することにより、学校の活性化、学校を中心とした地域の活性化につなげることを狙いとしております。

次に、成果と課題となりますけれども、学校運営協議会は、枕崎小学校、枕崎中学校は、令和2年度から先行して学校運営協議会制度に諮り、設置しております。令和7年度から市内全小中学校に設置したところになります。

令和7年度について全小中学校の協議会員を集め、研修会及び協議会を1回開催し、各学校でトータル年間5回の運営協議会を開催しているところです。

学校での運営協議会の内容としましては、学校経営方針の承認や学校運営について意見をいただくなどの協議が行われており、成果は達成しているものと考えております。

課題としましては、学校の実情や評価などの評価のみで終わってしまっているところもあるということが挙げられます。1つの課題等に関して、学校と地域が解決策等を一緒に考えていく、そのような場にしていけるように、会の運営指導等を強化していく必要があると考えております。

地域学校協働活動については、令和6年度の実績になりますけれども、活動回数は588回、ボランティア活動の延べ人数が2,684人となっております。

活動内容としましては、読み聞かせやミシン学習などの学習支援、まち探検や登下校の見守り活動などで御協力をいただいております。

学校関係者からも、他市と比較して、枕崎の地域学校協働活動は良いとの言葉もいただいております、成果は達成しているものと考えています。

課題については、学校運営協議会との連動という点になります。

学校運営協議会に出された課題や内容が、地域学校協働活動として実践されていくなど、両事業が互いに連動し、効果を高めていく必要があるかと考えているところです。

○10番（平田るり子） 施政方針では市内の中学校の統合再編に向けた審議会を前提とした審議会が持たれる。学校、家庭、地域で議論を進めながら教育の将来像を描くとされていますが、これまで何度もお話をしました私たち行政視察で天理市に伺いました。

合併をした場合、地域の伝統とか受け継いでいけない可能性が出てくると思うんですが、こういったところをどのようにしていくのかと、統合した場合ですね。地域の伝統とか文化を受け継いでいけない可能性についてはこれから審議会もされるとは思いますが、もし統合となった場合、そこが弱くなっていくのかなって。

そういったところはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習課長（木浦勝美） 現に統合とかの話にまだ至っていないことから、その時期が来たときに改めて検討していくことになるかと考えております。

○10番（平田るり子） やはり今、学校がある中で、伝統的なものを、その地区の伝統を受け継いでいくところが私は心配されると思っているんですが、そこも審議会の中でしっかりと考えていっていただきたいと思います。

統合を望んでいる方は、たくさんの子供の中で教育をさせたいという方もいらっしゃいます。統合はいろいろこれから研究して、この天理市の好例とかも勉強して、よりよい方向性を導いていっていただきたいと思います。

次に、あらましの17ページ、働き方改革推進事業についてお伺いいたします。

これは今ニュースでもよく出ています。令和8年度の当初予算において新規事業として教育費が56万4,000円計上されております。内訳が、小学校が39万8,000円、中学校が16万6,000円となっておりますが、本事業は文部科学省の実施する学校における働き方改革推進事業に基づいた、国の制度の一環として位置づけられたものなのか、本市で制度の位置づけをしているのか、この点を教えてください。

○教育長（木之下浩一） まず、今の答弁の前に、教職員の働き方改革についていい機会ですので説明させていただきます。

教職員の働き方改革は、長時間労働や教員不足、教員の質の低下などの課題を解決するために、教職員の勤務時間適正化、それから処遇改善、業務効率化、外部人材活用などを通じて、教職員が健康で持続可能な教育環境を構築することを目的としております。

かつて本市でも、これは私が以前学校教育課に勤務する頃の話ですが、著しく長時間勤務する教員が散見されておりましたけれども、学校内の行事の見直しやスクール・サポート・スタッフの配置等による働き方改革の推進や管理職の指導により、教員の意識改革が図られまして、昨今では、在校時間が減ってまいりました。しかし、まだ時間外の勤務をせざるを得ない状況があります。

一般的に教員は在校時間が長くても、それに対して時間外手当とか休日勤務手当が支給されることはありません。教員が自発的に勤務時間を超えて業務を行っているもの、自発的残業として処理されております。

労働基準法及び地方公務員法の超過勤務に対する割増し賃金支払いの規定は、一般の地方公務員には、長時間勤務を抑える機能として働きますけれども、公立学校の教員には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法と表示）が適用されるために、いわゆる残業手当が措置されておられません。したがって、長時間勤務を抑える機能は働かないところです。

給特法のことが出ましたので、給特法の経緯を申し上げておきますが、昭和41年、当時の文部省は、教員の勤務状況調査を実施しております。その結果から、教員については、当時、月平均で8時間の時間外勤務を行っているかと捉えております。

その後、昭和46年に国公立学校の教員に対して、俸給月額の4%相当の教職調整額を支給することといたしました給特法を施行しております。給特法は翌年の昭和47年から適用されました。

この給特法ですが、今から55年前におおむね10時間程度の超過勤務に収まる程度の業務量を前提に設計されていますが、今日ではそれよりもはるかに多くの業務をこなすことが教員に求められておまして、それが超過勤務時間を減らせない主な理由です。

そこで、教員の長時間労働を是正し、処遇を改善することを目的として、令和7年、昨年、6月に給特法が改正されまして、令和8年1月から毎年1%ずつ引き上げられて、令和13年には10%に達する予定です。

この教職調整額の支援についても、文科省は、財務省との交渉段階で、現在の在校時間45時間をまずは30時間に抑制するように、財務省から求められております。

そのようなことから、文科省は、教育委員会に来年度から教職員に関する業務量管理、それから健康確保措置実施計画の策定、実行を義務づけております。

そこで、本市では、職員の在校時間を抑制するための方策として、教頭先生の在校時間を短くすることで、職員の在校時間が短くなる、つまり、教頭が早く帰ると職員も早く帰るということで在校時間を減らしたい考え、働き方改革推進事業として、来年度予算でお願いするものです。

ただ、働き方改革が働かない改革とならないよう、子供たちへの指導にとって、教職員の業務の不易と流行をきちんと見極めながら、この事業を進めていきたいと考えております。

委員の質疑には、担当から答弁させます。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 今、教育長から話がありましたように、国から給特法の一部改正や、いろいろ国の方針としておられてきておりますので、服務監督者である市町村ごとに実施計画を定めまして、実行するものということになります。

○10番（平田るり子） 要は本来教育に先生方が集中できる制度ということで御理解してよろしいんですね。小学校と中学校の予算の差が生じている理由についてお願いいたします。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 先ほどの教育長の説明にもありましたが、時間外在校等時間について、最も長時間にわたる教員というのが、校長、教頭の管理職となります。そのため、まずは管理職の負担軽減を図ることで、時間外在校等時間の減少を見込むということで、今回予算計上しております。

今回こちらで予算計上しましたのが、学校の戸締まりの業務、そして除草作業を含む敷地内の環境整備の業務になります。この2つについては、敷地内の環境整備業務というのは、やはり日頃、先生方は授業とか、児童生徒の教育に当たっておりますので、管理職がやや中心となりまして毎日草刈りしたりということをやっと作業しております。年間で見ますと、梅雨時期から秋口にかけて約半年ぐらいは、ほぼ毎日していらっしゃいます。始業前に草を刈って、夕方、子供た

ちが大体帰り始める頃にまた回収するというのをずっと少しずつ続けていく感じですが。一周やっと終わったなあと思ったら、また次の草が生え始めると、本当に半年ずっとしていらっしやいます。

そのため、年に2回ではあるんですけども、外部にこの業務を委託しまして、一度にぐっと一気に草を刈ってという状況で、一度きれいになる状態をつくるということを踏まえて、年に2回、1週間程度、環境整備をしてもらうための外部委託費として設定しました。

もう一つの戸締まりについては、例えば校舎の数、教室の数、校内の広さによって戸締まりにかかる時間というのは随分違います。全ての学校を調査しまして、一番時間がかかるのが、枕崎小学校になります。約1時間、夕方の先生方が帰った後、全ての教室の窓が閉まっているかなどか、校舎の全部鍵を閉めてまいりますので、この一番時間がかかっています枕崎小学校に、夕方1時間戸締まりの確認、施錠の業務を外部に委託する形で時間を設定いたしました。

この戸締まり業務については、枕崎小学校のみ来年つけようと思っておりますので、その差が小学校、中学校の差となっております。

○10番（平田るり子） 要は業務を細かく分類して、教師の業務の整理をしていくってことこの理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○10番（平田るり子） 本市として、働き方改革の具体的なメニュー、今、草刈り、戸締まりも御紹介していただきましたが、具体的なメニューとこの本市事業により、教育の負担軽減や教育の質の向上にどのような効果があるという判断をしてらっしゃいますでしょうか。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 国が、この働き方改革にのっとりまして、教員でなくてもできる業務を19項目示しております。その国の示されたものに準じて、できることからしていこうと思っております。

もちろんその19項目の中には、学校の中でいろいろ改革しながらできるもの、地域の皆さんに少し協力してもらいながらできるもの、あと外部委託等しなければできないもの、予算が伴ってくるものとそれぞれだと思っておりますけれども、例えば先ほどの教育長の話にもあったとおり、学校で行事の見直しをする。

1日の日課表って言いますけれども、そういう校時表の見直しをする。先生方御自身がまずは自分の勤務時間を管理する。そういう先生方や学校にもできることを教育委員会も一緒に教育委員会も助言しながらしていきたいと思っております。既に枕崎市はスクール・サポート・スタッフが全小中学校に配置されていることから、その点の負担軽減はもう十分図られていると思っております。

そのような形で、国から示されたものをある程度、市としてものをもって取り組んでいきたいと思えます。

この負担軽減によって、とにかく先生方の時間的な余裕は生まれるであろうと見込んでおりますので、その生まれた時間で、例えば授業の準備に十分充てられることが授業の質の向上につながり、児童生徒の学力向上につながると思っておりますし、児童生徒との触れ合う時間を多くとれることによって、学校内での児童生徒の心の安定を図りながら、質のいい教育を推進できるであろうと見込んでおります。

○10番（平田るり子） ということは、この事業は単年度の取組ではなくて、また、その都度、予算計上を継続していく事業ということですね。地方だけの遅れは、地方は遅れているということはもうあってはならないことだと思います、教育に関してはですね。最終的には全国の水準まで合わせることができるのかということだけを最後にお尋ねをいたします。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 委員のおっしゃるとおり、地方だからということで、教育に差が出てはいけませんので、今、国からの方針で、業務量管理・健康確保措置実施

計画というのを定めまして、まずは3年間、この計画にのっとなって進めていくと今計画の準備をしまして、もう策定までしまして、この後、総合教育会議等で報告して、4月から進めていくということになります。

これを、毎年度内容がある程度精査しながら、それでも結果が出ているところはさらにそれを高めていけるように、うまく結果が出なかったところをもう一度見直しを図ってという形で、段階的に進めていきながら、決して遅れが出ないようにしたいと思っております。

○教育長（木之下浩一） 補足をいたしますけれども、例えば先ほどの戸締まりの件ですが、県立学校、特に高等学校においては、戸締まりをする方が外部委託でいらっしゃいます、本県です。ほとんどがPTA会費からの雇用ということらしいです。

それから他県を見ると、小中学校においても、戸締まりをする、あるいは学校に遅くまで残って様子を見るというそういう方々を雇っている、予算措置をしているところが都会にあるということで、やはりいろんな制度は都市部を中心に考えられてつくられておりますので、地方との差はあると思うんですけども、例えば戸締まりのほか草刈りにしても、学校環境整備だけにとらわれずに、市全体あるいはその市町村全体の環境整備と捉えて、学校をその一部として、草刈りの業務を行う市長部局にそういう部署があるとか、そういうところも都市部にあるやに聞いております。

そういう格差をひとつ埋めるために、モデルケースとして、これをまずやってみよう。3年間かけて、あるいはもう来年また増額をお願いするかもしれませんが、この働き方改革を少し本市なりのもの、オリジナルを進めてみようというのが、この2つの予算の要求でございます。よろしく願います。

○2番（下竹芳郎） 18ページ、教育費の27学校教育施設等整備事業と、枕崎小学校14号棟（校舎）・17号棟（トイレ）解体工事は、その場所と内容を教えてください。

○教育総務課長（高山京彦） 市役所側の南門から入っていてすぐ右側に1校舎ありますけども、その次の北側の棟の校舎になります。

これが昭和27年建築となっておりますので、74年経過しているところでございます。その校舎を、今回、解体するということになります。

○2番（下竹芳郎） 74年ですと、私も学んだ校舎でありますから、もう相当古いと思うんですが、これは、今私、枕崎小学校の教室配置図を持っているんですが、4号棟ですね。

○教育総務課長（高山京彦） 学校が充てている棟といえば4号棟ということになると思います。

○2番（下竹芳郎） これはちょうどいろんな教室が建っている真ん中であって、連絡通路の渡り廊下が3つ通っていますよね。解体した場合は、この連絡通路はもうなくなるわけですか。

○教育総務課長（高山京彦） まず、主な工事が解体ということになりますけども、重機による騒音、あるいは粉じんの影響がありますので、工事としては夏休み期間を考えてはおります。工期的にはもうちょっと長くなると思います。あと解体後については、今後、検討はしているところでございます。

○2番（下竹芳郎） 検討をしているということですが、夏休みに壊す。夏休みまではその校舎があって、秋から通路はないわけですね。雨が降ったときに、枕小の場合は、どこの校舎にいても、連絡する通路がありますから、今のところは行けるという感じですね。

4号棟の北側に保健室がありますよね。保健室に行く子は、調子が悪かったり、病気だったりするから、もし雨のときは、傘をさしたりとか、いろんな不具合があるんじゃないですか。

○教育総務課長（高山京彦） 解体後の設置工事は、当初予算では今回は見送ってはございます。

○2番（下竹芳郎） そうすると、8年度の補正予算でその工事をするということですか。

○副市長（本田親行） ただいまありました枕小の連絡通路、渡り廊下の設置に関わる経費が、令和8年度の当初予算に計上されてないことについては、まず財源の問題がございましたので、

私から答弁させていただきたいと思えます。

初めに、渡り廊下の設置の必要性ということについては、私どもも十分認識しているところでございます。渡り廊下の設置工事については、ただいまありましたように解体工事と一体的に当初予算に予算化されることが望ましいところですが、渡り廊下の設置に関わる経費については、二千数百万円を要しまして、また、財源についても、解体工事とは異なりまして、地方債の活用であるとか、そういう財源の確保が図られず、一般財源で対応せざるを得ないところであります。

その一般財源についても、新年度の予算編成においては、財政調整基金を令和7年度末の残高の5分の1以上となります5億5,000万円を取り崩して、何とか一般財源を確保しなければ、予算編成ができないといったような非常に厳しい状況となりました。

また、渡り廊下の設置工事については、夏休み期間中を中心に実施する解体工事の実施後でなければ行えないこともありまして、当初予算には計上されていないところではございますが、初めに申しましたとおりに、渡り廊下の設置の必要性というのは、十分認識しておりますので、市税、普通交付税といった一般財源の新年度の見通しが立つ9月議会に補正予算をお願いして、年度内に工事を完成させるといったような考えでおりますので、その間、児童をはじめ学校関係者の方々にも不自由はおかけすると思えますが、御理解いただいて、年度内の完成を目指したいと思っております。

○2番（下竹芳郎） この4号棟は本当に古いんですが、ちょうど真ん中であって、いわゆるハブ的な機能がありますよね。もう構造上しょうがないと言えばしょうがないんですけど、今回の当初予算ではできない、それで9月の補正ですか、年度内の場合とすると、もう半年近くないってということですよ。

それと、一番南側にある3号棟にいる子供たちは、体育館なり職員室に行くときは、1回上履きを履きかえないといけないんじゃないですかね、どうなんですかね。

○副市長（本田親行） 先ほど教育総務課長からも答弁がございましたが、解体するまでには現況が残るわけです。解体工事については、夏休みを中心に実施して夏休みを超えるかもしれないということではございました。

仮に当初予算に設置予算を計上したにしても、先ほども私が申しましたとおりに、解体工事が終了した後でないと設置工事ができませんので、一般財源の確保の見通しが立つ9月議会に予算をお願いして、若干、当初予算にお願いした場合と、御迷惑をかける時期がちょっと長くなるのかなとは思いますが、繰り返しになりますが、解体工事の完了した9月以降ぐらいじゃないと工事自体が実施できませんので、9月補正に予算をお願いして、年度内に完成するように努めてまいりたいと考えております。

○2番（下竹芳郎） 解体工事が伴いますから、少々タイムラグがあるとは思いますが、少しでも早い完成をして、安全を担保して、子供たちに事故などがないように、いち早くしてください。お願いします。

○委員長（水野正子） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（水野正子） 再開いたします。

○9番（禰占通男） あらましの16ページ、9浸水対策事業の業務委託があるんですけど、この宮前地区は、もう10年になるかもしれないけど、浸水対策は大体終わったんじゃないですか。

○建設課長（神浦正純） 9番委員のお尋ねの件ですが、過去に、浸水対策として、整備を行った経緯はあります。ただその後、浸水対策事業として、新たにまた中長期的な浸水対策計画を策定するために、令和7年9月定例会の一般質問でも浸水対策事業計画の平田潟地区についての御質問をいただいたこともありました。そこで答弁したことと重複するかもしれませんが、令和4

年度に策定した雨水管理総合計画の中の雨水管理方針に基づいて令和5年度に平田潟地区の段階的対策計画を策定いたしました。

今回は、平田潟地区に続いて、宮前地区として、日之出町や宮前町、それから泉町、新町、おおむねそういったエリアを対象としまして、浸水対策を実施すべき区域や、目標とする整備水準、それから施設整備の方針等の基本的な事項を定めるものとして、今回、この段階的対策計画の策定業務を行うこととしております。

令和5年度から年次的に柳町通線のまくらざき保育園前から木原交差点を通過して、それから宮前踏切を通過して、国道の226号をまたぎまして、港町の飲食店に至る区間を交通安全対策として道路改良工事を行っているのを目にしたいと思います。

その事業が、今後、歩道や道路に接する日之出排水路や、宮前排水路の区間がありまして、この大きな断面の排水路に蓋がない区間、ガードパイプは設置していますが、蓋がない区間ですね、それから水路自体も老朽化等が著しいことから、この道路改良事業に合わせて、排水路の改修や暗渠化が必要であると考えているところでございます。

また、この宮前地区は、雨水管理方針の中でも検討着手優先地区ということになっておりますので、この排水路が、浸水対策に密接に関わる施設であるということで、この地区の段階的対策計画を策定後に、現在行っている道路改良と併せて、計画的な排水路の改修を実施することで、浸水対策にも資するものと考えております。

よって、新年度にこの計画を策定し、雨水対策施設の計画案や概算事業費などを算定したいことから、今回の予算をお願いしているところでございます。

○9番（禰占通男） 暗渠化というか排水路の更新がメインになるということですか。

○建設課長（神浦正純） 現在道路改良工事を継続して行っておりますので、排水路の区間をせっかく改良する訳ですので、浸水対策を見据えて検討していきたいということをお願いしております。

○9番（禰占通男） 宮前地区が浸水した原因がまず個人個人の土地に入る小さな橋ですよ、あれの上にプランターを置いて、それが流されて、結局、線路下を全部塞いだという。そのときの消防の方から私は伺ったんですけど、あそこはもう川幅が小さいので、そういう対策も必要かなと思っております。そこはお願いしておきます。

あと、教育についてです。先ほども教育についていろいろ質疑がありましたけど、まず1つ目として、先ほど教頭先生の草取り、予算書にも草刈機の講習、チェーンソーの講習が予算計上されていますよね。それと関係があるということですかね。草刈り、チェーンソーの講習が予算書にあるんですけど。

○委員長（水野正子） 9番委員、ページ数をお願いします。

○9番（禰占通男） 予算書に小学校と中学校が同じやつが2つあります。中学校の部分が131ページが一番上、小学校が同じ部分がこれ2つあるんですよ。

127ページの負担金にチェーンソーと刈払機取扱作業安全衛生教育講習、これも教頭先生にするってということですかね。

○教育総務課長（高山京彦） これについては、先ほどの話とは別件になりますけども、学校の主事が草刈り機、チェーンソーを使ったりすることがあるので、そういった場合に事前に特別教育講習を受けないといけないということで、今回予算化をしておるところでございます。

○9番（禰占通男） これって委託できないんですかね。草刈り機が以前市場に出回った頃は、刃が飛んで目を負傷したい方がいっぱい私の周りもおりますけど、チェーンソーって使い方によっては一番危ない道具だと思うんですけど、どうなんですか、委託にしたら。

○教育総務課長（高山京彦） 大きな伐採等を伴う場合は、もちろん委託をお願いしています。ただ、チェーンソーを使う軽微なものについては、今回は職員で対応ができるように、特別教育

講習として受講してもらって、使っていただく形で体制を取っております。

○9番(禰占通男) 今も大体は主事がするということですが、今、教育総務課長からもありましたが、教頭先生が草むしりをやっている。何か私は業務外になるんじゃないかと思うぐらいですよ。教頭先生は、大体が、教員が足りなかったり、どうのこうのしたとき授業もするという私は概念でいるんですけど、もうそういう草刈りとかする前に、私は生徒と交わってほしいと思うんですけど、どうなんですかね。

○学校教育課長(山宗功) 教頭先生の業務として、文書の処理であったりとか、職員の指導であったりとか、本当に教頭先生の業務自体が肥大化しているところもありまして、その中でも、やはり委員が言われるように、教育に専念できるようにということで、今回、いろんなことを予算化しながら、それと意識を変えていくという意味もありまして、予算化して、先生方が本当に、注力しなければならないところに注力できるような形で、また学校も指導を含めながら、進めていきたいと考えているところです。

○9番(禰占通男) 教頭先生の話が出てからですけど、皆さんも御存じのように、私ともう一人の議員の頃は枕崎小学校でも2,000人を超えていた時代だったんですけど、やはりその中で、教頭先生、校長先生はやっぱり生徒たちも一目置いとったし、それなりに荒れていたけど、やはり教頭、校長はちょっと優しさがあったなと、昔を思うとそうなんですよ。

だからできれば、ほかの人に委託するとか、何かあったらそっちにして、お金がかかるだろうけどちょっと予算が、だったらもう子供たちと私は接してほしいと。今の教育を見ていると、何かそこら辺が欠けているんじゃないかと。

私の頃なんか悪いことしたときは校長室、それを取り持ってくれていたのが教頭先生。

あと一つ、先ほどもありましたように、施政方針で、望ましい学校づくり審議会ですかね、それを1年前倒しすると。そうした場合、今ここにあるあらましでもいいし、予算書でもいいけど、中学校、小学校の予算の額ですよ。概算でもいいですから。学校の質を落とさないで、予算はどうなりますかね。今年度予算はどのように変わってきますか。

○委員長(水野正子) もう一度質疑をお願いします。

○9番(禰占通男) 施政方針にもありますように、望ましい学校づくり審議会を開催して、市内全域も対象にするということでしたけど、7年度は2年後にしますと言って今度1年前倒して取り組むと。そうなった場合、今回8年度で予算計上されている小学校、中学校の予算です。それはどのように変わるのかと。

結局、教育の質を落とさない範囲で取り組んだ場合、統合、または一貫教育にするのかということ。

○教育総務課長(高山京彦) 今9番委員がおっしゃることについては、今から審議会をして、どういった方向性で統廃合、または、先送りにするのか、そういった答申が出ていませんので、予算に伴う具体的なものは検討していませんけども、考えてみますと、施設関係の維持費関係は縮小されるんだろうなと。あと、教職員数についても、少なくなっていくんだろうなという見立ては立ててはおります。

○9番(禰占通男) 結局4校・4校が1つになるのか、小1・中1の、合わせて2校になるのか。そしたら大体が概算でもできるわけでしょう。だけど、概算もしないで、今言われるように審議会の結果でどうのこうの言っている場合じゃないじゃないですか。だって、枕崎は30年間遅れているんですよ。日本全国。

○教育総務課長(高山京彦) 審議会の中で、組合せと言ったら言葉は妥当ではないかもしれませんが、4中学校について1中にするのか、2中にするのか、いろいろな考えがあるとは思いますが。審議会の中でそういった状況の見通し、見込みを立てたときに、こういった状況になりますという想定されることは説明していききたいとは思っております。

○9番（禰占通男） ここにあらましがああるけど、概算とかやはりそれは必要じゃないんですか。私はそう思いますけど。何をやるにもまずは予算が必要じゃないんですか。違うんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 先ほど言いましたけども、2中に統合するのか、例えば枕崎中はそのまま3中を統合するのか、そういった議論が審議会の中で進んでいくと思います。そういった中で、予算的なものもこういった状況になります、先生の数についてもこういった状況になりますという形で、そこで審議会の中で説明はしていくと思います。

ただ、このあらましの中では全然決まっていけないことですので、そこは特段別にここにうたうことはないのかなと思っております。

○9番（禰占通男） 何かそこが私だけなのか、ほかの人もそう思っているのか知らんけど、予算に関係してくるんじゃないですか、計画というのは。だって、今も田ノ川に関する予算調査についてもちょこっと聞いたけど、やはり結局は予算があるからこそ、いろんなことに踏み込んでいくんじゃないですか。

○教育総務課長（高山京彦） 9番委員のおっしゃることが私的にはちょっとつかめないところですけども、ここに上げています審議会の経費は審議会の方の謝金とかになります。それ以外には、特段当初予算に予算を伴うものはございませんので、令和8年度の当初予算にお願いする部分は計上はしてないところではございます。

○9番（禰占通男） 歳入にはですよ、歳入をばっと計算したときは小中学校で4億7,000幾らかになりますよ。それが、今後、審議会でのこのあつた場合、教育の質を維持したままのその教育に対する予算的なものは、概算はどうなるんですかってそこを聞いているんですけど。

○教育総務課長（高山京彦） 堂々巡りになりますけども、今後、令和8年度に審議会を行って、実際統合していくのか、そこら辺も判断もありますけども、統合するとなった場合はどういった組合せになるのかによって、そこはまた予算も変わってくると思います。その中ではまだほかにも例えば別府校区で言えば、9年間の教育を一貫して行う小学校と中学校を統合する義務教育学校とか、そういったことも予測されますので、決まっていけない予算を上げるというのは今は考えてはございません。

○9番（禰占通男） 最後に聞いておきますけど、今回の施政方針では学校、家庭、地域と載っているんですけど、審議会だけっていうんじゃないですよ。だから、審議会ですという話になるのか。ただ、市民がそう願っているのか。だったら、統廃合も審議会に出なかつたらないということですよ。今現状のままでいくということですよ。最後に確認していきますけど。

○教育総務課長（高山京彦） 重複になりますけども、審議会の中で、今後、まずは統合していくのか、統合するとなれば、どういった組合せになるのか、そういった協議を今後設けていきますので、そういった中で予算関係、先ほど言いました教職員の配置関係、そういったものをこちらはパターンを示して行って説明していく。

そして、本市にとってよりよい教育環境はどういった形になるのかというものを協議していただいて、結果、答申されていくものだと思っております。

○委員長（水野正子） 審議会ができないことには予算も計上できませんので、御了承ください。

○9番（禰占通男） 委員長が予算がどうのこうのじゃないんじゃない。

○委員長（水野正子） 今説明がありましたので、御了承ください。

○9番（禰占通男） 予算だよ、1年分の。だからさっきから言うじゃないですか。

それはそれで置いておきますけど、何かその担当者の言うことの審議会の部分も、市長の施政方針でしょうこれ。学校と家庭と地域とって幅広くなっていきますよ。ただ審議会だけのことじゃないんじゃないんですか。私は何度も読み返しているけど。

○6番（立石幸徳） 今週の月曜日、9日に総合振興計画の基本構想の審査もしたわけですけどね。そのときの資料でも振興計画を策定する審議会ですね。振興計画を策定をする審議会の意見

として、この総合振興計画、学校再編は、近隣市は学校再編が進んでいると。本市も早急に考えなければならない。こういった審議会メンバーからの意見もここにきちっと掲載されているわけですね。

学校再編の考え方は、市民いろいろあると思うんですけども、こういう大きな本市の計画を、最上位計画をつくるときの御意見として、本市も早急に考えなきゃならないという意見が出ているわけですから、その対応として1年前倒しをしたと、こういう流れだと思っただけです。

別にさっきから言っているように、その予算がどう変わるか、どうなるか。ただ、私は望ましい学校の在り方というのは、財政上の問題がもちろん出てきますけど、要は、一番の大事な重要な点は、やっぱり教育的な効果、教育上どうなるのか、その辺もまず詰めていって、統合すべきか、統合するとしたらどういう組合せがいいのか。だから、財政の影響がどうなるかというのは、今始める段階でも何でもないんじゃないんですか。

○12番（吉嶺周作） あらましの18ページ、新規事業で34自治公民館活動応援事業補助とありますが、こういった応援・支援をしていくんでしょうか。内容をお聞かせください。

○生涯学習課長（木浦勝美） 地域の課題解決や住民交流を主体的に取り組む公民館活動を重点的に支援するというので、意欲ある取組の継続と発展を後押しすることを目的として、今回つくっております。また、あわせて新しい発想による事業や、複数の公民館の連携・協働を後押しし、公民館相互のネットワークを強化することで、地域に活気を生み出す取組を広げていくこととしております。

内容としましては、補助対象事業として5つのメニューがございまして、まず1番目が安心安全な地域づくりに資する事業ということで、防犯パトロールとか登下校時の見守りのためのスタッフ謝金、専用ベストを買うというところ。2番目が、公民館未加入者への加入促進に資する事業、これはポスターとかチラシを作ったりする費用になります。また3番目が、住民同士の交流を促進する事業としまして、夏祭りとか十五夜とかの参加者の呼びかけ。4番目が、情報発信に関する事業ということで公民館だよりの作成とか、ホームページ、SNSなどの情報発信などに使えると。5番目が、地域の活性化や課題解決につながる事業ということで、5つのメニューを考えております。

補助金額については、各公民館、1年度につき1事業が対象とすることとしております。

補助対象経費としましては、補助金額が5,000円以上のものとしまして、補助上限額については、区域内の世帯数により、200世帯以上の自治公民館では5万円、200世帯未満で100世帯以上であれば3万円、100世帯未満の自治公民館は2万円を上限としております。

またそのほか過去3年間に同様の内容の事業を実施しておらず、新たな事業とする場合には2万円を加算することとした事業を行うこととしております。

○12番（吉嶺周作） 公民館も人口減少とともに、公民館費もどんどん削られてきて、行事や活動がしづらくなってきているんですけど、こういった事業も、新しい事業で本当に役に立つと思うんですけども、現在、公民館数の編成の進捗状況でしたり、加入状況はどうなっているんでしょうかね。

○生涯学習課長（木浦勝美） 令和7年4月現在になりますけれども、市全体で74.2%となっております。

○12番（吉嶺周作） 74.2%ということですけど、あとの26%の方々は未加入で、そういった方々のごみの処分とかはどうなっているんですかね。ごみ集積所に捨てているんですか。

○市民生活課長（奥山博史） 全ての公民館を確認しているわけではないですけども、公民館によってはごみ捨て料という形で、比較的安い額を頂いて、ごみ捨てだけに特化した金額を取っているようでございます。

○6番（立石幸徳） あらまし19ページですね。学校給食の関係で、これは国の8年度は、小

学校給食を無償化と。それで本市も、8年度は4,227万7,000円、あらかし47に出ているんですけどね。この4,200万円の金額と、これは県補助金という形で国の交付金が、軽減交付金、県から出るんです。この県の交付金が3,756万8,000円ですよ。

まずこの3,700万円ぐらいの本市の県の補助金の算定基礎、そして、500万円ぐらい違うんですけど、これはこれまでの助成の在り方、それが継続となるのか、その辺を明確に説明いただきたいと思います。

○給食センター所長（高山京彦） あらかしの19ページ、学校給食費助成事業になりますが、金額で申せば4,227万7,000円、これについては、小学校の給食費の無償化分が約3,756万9,000円です。それとの差額470万8,000円、これは中学校分になりますけども、これは以前から物価高騰等の影響による支援として、給食費の物価高騰に伴う値上げ分を1,000円助成していますので、中学校分が470万8,000円ですので、それを合算しまして、4,227万7,000円ということです。小学校の無償化については、先ほども答弁しましたように3,756万9,000円が無償化分となります。

歳入については、29ページにありますけども、学校給食センター費補助金が県から下りてくる分が3,756万8,000円、これは端数は切上げ切下げの問題ですけども、その分が小学校無償化分の補助金として県から入るということになります。

○6番（立石幸徳） 答弁漏れがあるんですけど、その3,756万8,000円の算定基礎ですよ、根拠。

○給食センター所長（高山京彦） 対象者が697人となりますので、それが11か月分で、小学校の給食費が今月額4,900円となりますので、それを掛け算しますと3,756万9,000円となります。

○6番（立石幸徳） 小学校4,900円、これは県下もう一律4,900円で県はこういった補助金を出すんですか。

○給食センター所長（高山京彦） 基準額がございまして、完全給食が実施される国の支援の基準額としましては、5,200円です。5,200円になりますけども、これは県が国に申請することになりますけども、最終的には、県から市町村への支援、これについては、県が定めることとなります。

県が定めることになりまして、それは5月1日時点の給食実施校の児童数等で計算されたこととなります。まだ詳細なところについては、県が示す要綱等がまだ下りてきてないので、そこまでしか答弁はできないですけども、最終的には県が定めるとなります。国の基準額は5,200円ということです。

○6番（立石幸徳） 県が示してきた段階でもお聞きする機会があると思うんで。

次のこの公債費の関係で、あらかし19ページです。長期債利子8,100万円ぐらい出ているんですが、今、国全体が特に円安が物価高につながるという、いわゆる輸入インフレですよ。そういうこともあって、日本銀行自体が金利を、利子を引き上げると、もう1回は実際あったわけですけども、この本市の場合、日銀の金利引上げになりますと、この長期債利子にはどの程度影響してくるものですか。

○財政課長（田代勝義） 起債等の利子は、借り入れたときの利息になりますが、借入れによっては10年見直しというものもありますので、そのときはまた契約をしますので、金利が現在よりも上がっていると思いますので、利子額は大きくなるかと考えています。

○6番（立石幸徳） それは一般論ですけど、例えば前回の日銀金利引上げで、特に国レベルでは相当、国と枕崎とは違うわけですけども、長期債の利子、一時は本当に大変になるんじゃないかっていう大騒ぎをしますよね。

前回の枕崎では、実際あった日銀の金利引上げで、どの程度影響を受けるか、そういう試算はしていないんですか。

○財政課長（田代勝義） 今後借り入れる起債は、銀行等が定めた金利が適用されますので利子

は高くなりますが、現在借り入れているものについては、当初に借り入れたときの利息となります。

○6番（立石幸徳） そうすると、この本市の長期債は、日銀が金利を引き上げても、何も心配する必要はないということですか。

○財政課長（田代勝義） 今後借り入れる起債は、その上昇した金利が適用されますので、以前よりも利子が高くなりますので、そこは影響があると考えています。

○6番（立石幸徳） だから、具体的にそういう試算なりをやっぱりすべきじゃないですか。ただ、ああ増えるよなあで終わる話じゃないんじゃないですか。そういったことをやったことはないんですか。

○財政課長（田代勝義） 起債は、今後幾ら借りるという具体的な額も分かってはおりませんし、また金利がどれぐらいになるか今の時点では予想もつきませんが、ある程度、借入額や金利の見込みが立ったときには、試算していきたいと考えています。

○6番（立石幸徳） 最後に要望しておきますけど、こういう物価高になって、円安を何とかせよというとおかしいでしょうけど、抑制しようという中で、金利引上げは当然、今後、出てくるのは、大方の見方だと思うんですね。だからそういう時点で、どの程度影響があるという試算をやっていただきたい。今後借入れる分についてですね。

また、その時点で金利引上げが日銀から発表になったときにお尋ねをいたしたいと思います。

○10番（平田るり子） ということは、この一時金の借入れ利子50万円から200万円に増加したというのは、この利息分が増加したということによろしいんでしょうか。

○財政課長（田代勝義） 一時借入金は、利子分の予算を計上しています。この金額が増えた理由は、先ほどからありますように、金利の上昇が理由です。

昨年、金利が0.35%程度だったものが、現在1.2%超えるということで大体約4倍程度となっていますので、200万円に増額したところです。

この借入れは、10億円を60日程度借りた場合の試算となっていますが、一時借入金は、予算執行過程での資金繰りとして行います。1会計年度内において歳計現金が不足した場合に不足分を補うための一時的な借入れとなりますので、不足額の状況により借入額や借入期間は変わってきます。

当然、資金不足が生じない場合は、借入れを行う必要はないこととなります。

○10番（平田るり子） 分かりました。今後、この金利の見通しと公債費の推移、さらにこの財政への影響、今この財政がどうあるのかということも併せて教えてください。

○財政課長（田代勝義） 先ほど6番委員からもありましたが、日銀の政策金利が昨年12月に0.75%に引き上げられ、今後、2年ぐらいで1.5%から1.75%までに引き上げられることを情報としては聞いています。

実際、金利が幾らになるのかということと、そして本市の借入額が幾らになるのかで今後の財政への影響も変わると思います。今後、財政計画等もお出しいたしますので、借入額や金利等についてもお示しできればと思っています。

○9番（禰占通男） 先ほど公民館の問題がありましたけど、この執行部っていうか行政がこの公民館にどの程度関わってくるのかということでも例を申しますと、この枕崎校区の自治公民館ということで、ここには消防に関するもので分担金と消防後援会費っていうのがあるんですよ。毎年、各公民館に。持っている資料は古いんですけど、1万5,000円を各公民館単位で徴収すると。積算の方法が戸数と戸数割合、戸数額、均等割、負担金、研修費分とあって、総額、枕崎校区だけで平成27年度で43万4,000円の分担金を徴収していると。

この中で、この消防後援会費っていう部分は、消防後援会は何をするのか。そして、必要なのかということをお伺いいたします。

○消防長（宮原司） 各地区公民館でされている消防後援会費は分団で活用されるということで、消防本部としてはその内容については把握してないところでございます。

○9番（禰占通男） これは枕崎校区で全部集めてそれをプールして、各分団にもそれで分配しているみたいですよ。だから、この後援会は必要なのかって、今の時代に。

もともと消防団は、私の若い頃は青年団があって、青年団を25歳になったら辞めないといけない。そして、辞めたら消防団に30歳まで入ると、それから退団となっていたんだけど、今はもう上が消防団も壮年部が残っているところはそれなりあるんでしょうけど、もうそういうのはなくなった……。

○委員長（水野正子） 9番委員、具体的にどの予算に関連して質疑しているのか……（「消防と公民館」と言う者あり）何ページでしょうか。

○9番（禰占通男） 予算書は消防の最初に消防団とあるでしょう。117ページの消防団員、そして、公民館費っていうのがあるでしょう。今先ほど公民館の加入者どうのこうのあったじゃないですか。そこの問題ですよ。

○消防総務課長（中原勝一） 委員のおっしゃられている117ページの消防団員の報酬は、消防団員の報酬、年額報酬、機関員報酬、あとは訓練や出動があったときの出動報酬を支払われるものになっております。

○9番（禰占通男） 消防の予算書の中の項目を見ても一切後援会が出てこないんですよ。

118ページを見ても負担金というここにも出てこない。何のためにこれ各戸数からしているのかっていうことです。

○消防長（宮原司） 消防後援会費については、各地区公民館、私も桜山分団に入っておりますが、桜山校区であれば桜山校区公連に入ってもらっちゃう公民館の方々が、公民館で集めてもらっちゃうものだと考えておりますので、消防本部の予算とは全く関連がないところでございます。多分枕崎校区で、公民館が消防後援会費としているのは、中央分団、木原分団の方々の活動に対して、各公民館の方々が、その活動をどのようにサポートするかという位置づけで、後援会費として徴収しているものだと考えているところでございます。

○9番（禰占通男） だから、最初申しましたように、この行政は、この分担金、この消防後援会なるものと、どの程度関係しているのかって最初聞いているんですよ。関係してないなら関係してないでいいですけど。

だって、公民館連絡協議会がこういうことを考えつくわけがないと思って聞いているんですけど。自治会を束ねるのは教育委員会ではなかったですか。その中に何か載っていませんか。

○生涯学習課長（木浦勝美） そのようなことはないところなんですけど、消防後援会費は以前聞いた話ですけれども、枕崎で集めたのを、中央分団、木原分団に分配して活動資金にしているということは伺ったことがございます。

○9番（禰占通男） それだったらですよ、防災訓練のときに枕崎一円の後援会会長が出席していることはどういうことですか。

○委員長（水野正子） 9番委員、予算と離れていると思うんですけど。

○9番（禰占通男） 予算と離れているたって、自治公民館、消防に関係あるから、聞いているんですがね。何か担当があるんじゃないの。

先ほど言いましたように、防災訓練は別府地区であれ、桜山地区であれ、後援会長がちゃんと来ていますよ。消防のユニホームを着てね。

○消防総務課長（中原勝一） 消防後援会という団体が、分団ごとに7後援会あります。それについては、別団体となっておりますして、公費では支払われてないところでございます。

○9番（禰占通男） 分かりました。予算書に載ってないからね。

○3番（辻本貴志） あらましの18ページになります。44部活動地域移行推進事業の関連にな

と思うんですけど、別府地区で送迎バスをやる話が出ているということなんですけど、その現在の計画を教えてください。

○学校教育課主幹兼保健体育係長（泊憲一郎） 別府校区からの生徒の輸送に関することに関しまして、2月に枕崎市の地域部活動推進協議会の中で協議をいたしました。

その中で、地域移行の課題の一つが、生徒の移動に関することが大きいという問題がありましたので、その協議会で審議しまして、8年度中に別府校区からの生徒の輸送をする計画で今進めているところであります。

○3番（辻本貴志） 私一般質問でも聞いたことがあったんですけど、やっぱり夕方の時間帯だけでも4時台、5時台のときだけでも、保護者負担が非常に大きいと聞いておりますので、ぜひ早めの実施をお願いしたいと要望しておきます。

もう一点、予算書の142ページになります。スポーツ少年団の金額が7万6,000円ついているんですけど、ここはJRを使った際の補助金と、全国大会等への参加費の内訳と理解してよろしいでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 3番委員からお尋ねの、確認いたしますが、スポーツ少年団の7万6,000円と九州大会、全国大会及び国際大会出場の8万円、この2件についての御質疑でよろしいでしょうか。——スポーツ少年団の補助金については、スポーツ少年団の運営のための補助金として支出しているものでございまして、九州大会、全国大会及び国際大会出場については、スポーツ少年団も含めて、全国大会、九州大会に出場した子供たち、または団体に対しての補助金ということになります。

○3番（辻本貴志） 最近、やはり人口減少、子供の少子化もあって、団員数の減少がすごく目立ってきているのではないかと。私の近くのスポーツ少年団の団体でも、団員数が減ってきて、その分保護者負担がすごく多くなっていると伺います。

来年度から枕崎高校では健康スポーツコースが新設されると聞いております。スポーツ人口はこのまま減っていくということを懸念されるので、ここを少しサポートしていただけないかと、保護者からもそういった要望が聞かれています。

南さつま市ではスポーツ少年団の運営補助金もあるそうで、こちらも参考にしながら、補助金を検討できないかと、要望しておきます。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 3番委員のおっしゃるとおり、スポーツ少年団の加盟数も年々減っていく状況であります。今晚、またスポーツ少年団の常任委員会が開催されますので、御意見をいただきまして、今後の運営の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○8番（味園美和子） あらましの18ページの27、先ほど2番委員からありました関連ですけども、今回取壊しの工事ということで、現在、南門から入ってすぐの校舎が2年生、4年生が使用しており、その中に低学年も含まれています。やはり保護者からの声としても、雨の日などは一斉に皆、傘を差しての移動であり、時期的にもやはり台風の時期で強風などの懸念もあり、とても危険だという声も上がってはおりますので、ぜひ早急に工事の着工をお願いしたいと思います。

引き続き17ページの17働き方改革推進事業、こちらに関連ですが、先ほどの学校教育係長からもありましたが、やはり先生方、本当に授業外での仕事の量を私も保護者の立場として、すごく負担が大きいと感じております。その中で先日、枕崎中学校の校長先生ともお話しする中で、枕崎中学校に関しては鍵の戸締りは各先生方がしていますということでした。

ただ、今回仕事の時間量が多いということで、枕崎小学校が試験的に導入されるということなんですけども、やはり時間関係なく、先生方の負担が少なくなるように、もちろん子供たちの幸せにも関わることなので、ぜひ取り入れていただきたいなと思います。

○11番（橋口洋一） あらましの19ページ、先ほどもありましたけれども、学校給食の関係47、48についてですが、47学校給食助成事業については、先ほどあったとおり、基本基礎額が4,900円ということで計上されていると。これは給食を全員食べるという前提であるかと思うんですけども、給食を食べられない子は、現在ははいない見積りででしょうか。

○給食センター所長（高山京彦） 給食を全て食べられない弁当持参という児童生徒は本市にはおりません。

○11番（橋口洋一） もしそういう子が出てきた場合には、こういった対応を取られる予定でしょうか。

○給食センター所長（高山京彦） これについては、各自治体に判断を委ねると国からのQ&Aがあります。

給食を食べられない子供には、ここは自治体によって違うんですけども、給食を提供しない子供にはもうその補助をしないところもありますし、その分、アレルギーとかそういった形で給食を食べられない子供には、それ相当の補助を出せられるような仕組みになっていますけども、そこはもう各自治体の判断に委ねるとなっております。

○11番（橋口洋一） という事は、これからその事象が発生したときに判断するという事でよろしいでしょうか。

○給食センター所長（高山京彦） そういうことになります。今後、またさらに詳しくQ&A、要綱等も下りてくると思いますので、その辺は注視していきたいと思っております。

○11番（橋口洋一） その次48の学校給食地場産物活用事業の500万円、昨年と同様上がっておりますが、給食費無償化に小学校がなることによって、この分についてはどのような考え方なんでしょうか。その分、地場のおいしいものが食べられるよという考えでよろしいのでしょうか。

○給食センター所長（高山京彦） 今回の給食無償化とは別立てで予算化しております。

学校給食に地場産物を活用しまして、食に関する指導の教材といいますか、食材として用いることで、子供たちが地域の食文化に理解を深めていただくということ、あと給食の質の向上を目指しまして予算化しておりますけども、給食無償化はもう別立てで考えております。

○11番（橋口洋一） 以前もお伺いしたことはあったんですけども、地元産品を出していただけの団体は1つしかないというお話がありまして、そこは、まだ増えてくるよとか、そういう対応は、今考えられてないところでしょうか。

○給食センター所長（高山京彦） 地元産品を1つといいますか、地元の野菜関係では農産物の生産出荷協議会があり、そこから店舗を通じて仕入れるわけですけども、そこは月1回協議しまして、翌月に提供できる農産物、さらには育成状況、生産状況などを聞き取りをしまして、野菜等が納められるものを協議しているわけですけども、今後はそういった中でも充実はさせないといけないということでは話していますけども、なかなか難しいところではございます。気象条件とかで不作のときもありますし、そういった中でも出荷協議会には頑張ってもらうようにはお願いはしているところでございます。

○11番（橋口洋一） その点については、充実を要望しておきます。

○2番（下竹芳郎） あらましの18ページ、教育費の38アートミュージアム拠点（南浜館）推進事業の野性爆弾くっきー！『乙女展』、くっきー！に乙女展というのは似つかわしくないなっていうタイトルなんですけど、これはどういうアートなんでしょう。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） この事業については、施政方針において、アートミュージアム拠点（南浜館）推進事業の一環として行う事業でありまして、会期としましては、7月26日から8月30日までの会期で予定しております。

くっきー！氏について説明をさせていただきますと、くっきー！氏は、吉本興業所属のお笑い芸人としてよく知られております。

テレビや舞台など、多方面で活躍されておられますが、その一方、ある一面で言いますと、絵画や立体など、創作活動にも精力的に取り組んでおられ、そして美術の分野においても、非常に高く注目される表現者の一人でございます。

この本企画展でございますが、特別企画展となりますけれども、その目的といたしましては、従来の来館者層に加えまして、これまでの美術館に足を運ぶ機会の少なかった層、特に若年層やファミリー層に対してアートに触れる人口を広げることにあります。

くっきー！氏は高い知名度を有する一方で、先ほど申しましたけれども、絵画、造形、立体など多様な表現活動を行っておりまして、新たな来館動機の創出につながるものと、南溟館としては考えているところであります。

さらに加えて説明いたしますと、2019年アメリカのニューヨークで開催されましたArt Expo New Yorkに出展されまして、1,000人を超える多くの出展者の中から、注目される作家5人の中に選ばれておる作家としても紹介され、実績もでございます。

こうしたことを踏まえまして、本企画展は、単なる著名人による催しだけではなくて、創造性を軸とした文化事業として、意義のあるものとしてとらえているところであります。

南溟館といたしましても、このくっきー！氏の表現は、日常的なモチーフという鮮やかな色彩感覚などを備えた、現代的で創造性の高い表現であると認識しておりますので、そのため、以前から我々としても、候補の一つとして検討を重ね、関係者との協議を重ねて見通しが立ったということで、令和8年度の特別企画展として実施予定をしているところであります。

○2番（下竹芳郎） このくっきー！さんという方は超個性的な方なんですね。テレビなんかでもこのアート作品を見るけど、奇抜と言ったらおかしいけど、個性的なので小中学生も来るといふことで、夏休み期間ということなんですね。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 特別企画展ということで、これまでアートミュージアム拠点（南溟館）推進事業は夏休みに中心に実施した事業でございます。

そういうこともあり、夏期間を中心に今回も実施するという計画になります。

○2番（下竹芳郎） この特別企画展は今までもいろいろやっているんですが、これ近隣市のイベントとか、地元飲食店とのコラボとかそういうのは考えてはいないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 新年度に入りまして、そういった連携等も模索しながら検討してまいりたいと考えております。

○2番（下竹芳郎） 大変楽しみにしております。

○10番（平田るり子） 今年、分かっている分だけでも、一応計画にある分があれば、何件ぐらいあるのか教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 令和8年度の計画として、南溟館で実施する展覧会という御質疑でよろしいでしょうか。——これまで南溟館の改修事業を行っておりますので、予定として、4月1日から19日の期間を設けまして、南溟館リニューアル記念南溟館新収蔵展を開催する予定で、例年、今年度も実施しましたけども、沈壽官氏の協力をいただきまして、薫風の陶芸展POTTERY2026を開催します。そのほか先ほど紹介いたしました特別企画展も含めて、年間を通して11の企画展を開催する計画であります。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で、消防費から予備費までの審査を保留いたします。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時	休憩
<hr/>	
午後1時10分	再開

〔歳入〕

○委員長（水野正子） 再開いたします。次に、歳入の審査に入ります。

予算書の12ページから42ページまでになります。

それでは審査をお願いいたします。

○2番（下竹芳郎） 12ページの市税の環境性能割と、同じく16ページの環境性能割交付金、これ減額になっているんですが、環境性能割は廃止だと聞いたんですが、それと関係あるんですかね。

○税務課長（福永賢一） 環境性能割は、令和元年10月から取得税に代わるものとして導入されましたが、令和8年度の税制改正大綱によりまして、令和8年3月31日をもって廃止されることになりました。これにより、令和8年度の歳入は、本年2月・3月申告分の2か月分となるため、その2か月分相当額を推計して計上してきたところです。環境性能割交付金も同様に自動車税の環境性能割県税として、普通自動車部分が県税として納入されますが、その分の40.85%を市町村に交付するものでありますので、そこの本市の部分ということで、その相当額を計上しているところです。

○2番（下竹芳郎） 取得税が環境性能割に変わったんですが、この代わりにはもう何もありません。これから先どうなるんですかね。

○財政課長（田代勝義） 環境性能割等の廃止分については、国が全額補填するというので、17ページの地方特例交付金に自動車税等減収補填と軽自動車税減収補填がありますが、ここで措置されることとなります。

○6番（立石幸徳） 今のその特例交付金も、もう少し詳細にお尋ねをしますけど、下2段4項目ありますけどね。下2つが環境性能割の関係だと思うんですけど、3番目の自動車税減収補填特例交付金、これの算定はどういう形を出しているんですか、1,100万円。

○財政課長（田代勝義） この試算については、本市の道路の延長分と面積分が対象となりますが、令和7年度の額に地方財政計画にあります18%の伸びを掛けた数字の合計が1,100万円程度となりましたので、その分を計上しているところです。

○6番（立石幸徳） 軽自動車はどういう算定になっているんですか。

○財政課長（田代勝義） 軽自動車税減収補填は、一月当たり41万円に12か月分を掛けた490万円程度を計上しているところです。

○6番（立石幸徳） それから、予算には出ないんですが、もう一個この車関係の税制では、エコカー減税というのがあって、これが今度26年5月でもう期限が来るんですけど、その後、条件を厳しくして2年延長と、これが今度の税制改正なんですけど、条件を厳しくするというのはどうすることなんですか。

○税務課長（福永賢一） 詳細は把握しておりませんが、現在、電気自動車部分が排気量がないということで、一番低い税率になっているかと思えます。それを重量に応じた税率に変えていくことと私では理解しているところです。

○6番（立石幸徳） 今、税務課長が言った重量に応じた税率は2028年の導入ですよ、電気自動車の重量に応じた課税を検討というのは。エコカー減税は今度26年5月、あと2か月したら、最初の制度が期限が切れるから、26年5月以降、条件を厳しくするというのがこの前の税制改正なんですよ。26年度の話です。

○税務課長（福永賢一） 税制改正についての国から流れてきている地方税部分等に関する主な内容ということで、詳細な通知を頂いているんですが、その中に、先ほどの環境性能割の部分でありますとか、電気自動車に関する部分でありますとか、記載があるんですけども、エコカー減税に関する内容についての通知がこれに載っていませんので、すみません、こちらで把握できていないところです。

○6番（立石幸徳） 税制改正は、年末に国家予算と一緒に税制改正とか地方財政計画とか、いろいろ同時に決められてくるわけですけどね。地方税に関する部分は、税務課長が言うように把

握していないんじゃないかと、その影響はいろんな形で把握しとっていただきたいと思いますよ。

それから別な項目ですけど、今、本市歳入で一番大きな金額のこの地方交付税ですね。この点について詳細に聞きたいんです。

今度、いわゆる普通交付税あるいはその特別交付税合わせて、対前年度、一応当初ベースでは1億円増になっているんですね、増えている。じゃこれはどういうことで増えているんですか。普通交付税が増えたんですか、特別交付税が増えたんですか。

○財政課長（田代勝義） 普通交付税が1億円増の37億円で計上しているところです。

○6番（立石幸徳） 26年度交付税の、いわゆる普通交付税に一番関わる基準財政需要額ですね、この単位費用等が、この物価高騰で公務に関わるごみ収集とかいろんなそういう単位費用が引き上げられていると思うんですが、その前にこの今度の基準財政需要額算定には、人口の部分は25年度国調を採用するわけですね。去年の国調の本市の人口ですね。

そうすると、当然、その前の20年度ですか、人口は相当減っておると思うんですけど、この部分の増減という意味では、枕崎市はどうなっているんですかね。

○財政課長（田代勝義） 来年度から測定単位として使われる人口については、速報値になるかと思いますが令和7年国調の人口が使われるということで、令和2年国調と比較すると2,000人程度減ると聞いているところです。

これを基に、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議の中で令和8年度普通交付税の算定方法の改正が示され、令和8年度の普通交付税の推計を参考にして本市も算定を行ったんですけども、人口について単純にこれまでの数値に当てはめると需要額は減少するとなりますが、人口については日本全体の人口が減少していることと、交付税の国の予算措置額が、前年に比べ増となっていること。そして、骨太の方針でも2024年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に確保すると示されていることから、算定すると1億5,000万円程度の増という試算となったところです。

○6番（立石幸徳） 申し訳ないけど聞いていることを一つ一つ明確に教えてくださいませんか。まず、その人口が2,000人減って、需要額は幾らぐらい減ることになるんですか。その辺の予想はどうなっているんですか。

○財政課長（田代勝義） この需要額は単位費用掛ける測定単位掛ける補正係数で示されるわけですが、この単位費用は、地方交付税の改正の法案として、国の当初予算と一緒に出されて、その中で単位費用が決定されるわけですが、御存じのとおり、今年度は国の通常国会の初日に国会が解散し、当初予算成立も遅れているということで、併せてこの単位費用を決める地方交付税の改正も遅れており、単位費用自体が幾らになるか分からないままの推計になったところです。

○6番（立石幸徳） まだ予算や法案がそろっていないという説明はおかしいですよ。それは実際、事実として通ってないけど、こうして交付税を、枕崎市の予算を出しているわけですから、出された交付税額がどういう算定でやっているのかって聞いているんですよ。

○財政課長（田代勝義） 先ほど申しました普通交付税の推計については、個別算定経費が市町村分で前年度のプラス2.5%、包括算定経費が市町村分でプラス3.5%が示されていますので、前年度額に数字の伸び率を掛けて計算したところです。

○6番（立石幸徳） それからこの新しい単位費用費目といいたいまいしょうか、いわゆる地域未来戦略を踏まえて、新しい算定費目に地域未来基金費がつくられるようになってくるんですけど、これ全国ベースで4,000億円ですね。本市への配分はどの程度になってくるみたいなんですか。

○財政課長（田代勝義） この地域未来基金費、仮称ではありますが、今回創設されるとなっておりますが、これは都道府県のみと聞いています。

○6番（立石幸徳） そうすると、都道府県のこれからの考え次第で各それぞれの自治体には、この部分は出されてくると。そういうことで、まだはっきりしていないということで確認してお

けばいいんですか。

○**財政課長（田代勝義）** この県がもらう交付税分の使途については、分からないところです。

○**6番（立石幸徳）** 取りあえず保留しておきます。

○**11番（橋口洋一）** 19ページ、13の使用料及び手数料というところで、この一覧の中に目的外とある項目が多々ありますけれども、目的外っていうのは、具体的にはどういったものが考えられるのでしょうか。

○**財政課長（田代勝義）** 総務使用料の土地分の目的外使用料について、私が答弁いたします。この目的外使用料は、主に電柱や支柱、支線柱といったものになります。

この目的外の理由については、本市が所有する行政財産の目的以外のものに使用するものに対し費用を頂いているものになります。例えば、先ほど言いました電柱とか、自販機の設置などになります。

○**11番（橋口洋一）** そうすると、庁舎の5万1,000円、こちらとかは自販機の分が主であると考えるよろしいですか。

○**総務課長（山口太）** 庁舎の行政財産の目的外使用料としましては、ただいまございました自動販売機の設置ですとか、あとはろうきんのATMの設置でありますとか、あとは組合の書記局として使用許可を出している庁舎の部分でありますとか、庁舎でいえばそういったところになります。

○**11番（橋口洋一）** 今、総務使用料の部分についてお答えいただいたところですが、目的外ということで、行政財産を使用するに当たって必要なものというところを外れるところという意味合いだと。土地については、電柱が建っているところの使用料という話でしたが、目的外がないかというところを考えると、私、駐車料金とかもあるのかなあと考えたんですけども、職員が通勤で使っている、それでとめているところは、目的外に当たるか当たらないかというところはどうなんでしょう。

○**総務課長（山口太）** 行政財産の目的外使用というのは、庁舎や公共施設で本来の用途目的を妨げない範囲で公益性がある場合などに例外的に許可をいたしますが、その際に徴収する使用料のことになるわけです。

ただいまお尋ねがありました職員駐車場の件については、過去に議会でもそのようなお話をいただいて、使用料を徴収すべきじゃないかという御意見もあったこともございますが、その際にもいろいろ検討したわけですが、他市の状況でありますとか、あるいは料金徴収すれば管理も出てきますし、そういった点で、駐車場の使用料の徴収は現在まで行われていないところでございます。

○**11番（橋口洋一）** 以前から、無料であるよという話はお伺いしていたんですけども、適正な土地の管理っていうところを考えると、一定のそういう徴収的のところできちっとこの人は来られる人、この人は対象外ですよっていう管理をするのは必要じゃないかと思えます。

どうしても通勤に必要な方は一定数いると思っていますので、それ以外の方で、きちっと利用できるできないを区別するのは、目的外使用・目的内使用というところで、必要あるかと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

○**総務課長（山口太）** ただいま11番委員の御意見も理解できるんですけども、この本庁舎でも、例えば、隣町の近くから通勤されている、遠いところから通勤されている方、それぞれ通勤距離もいろいろありますけれども、確かに駐車場も手狭でございますので、これまで職員に対しては、通勤距離がおおむね2キロ未満の方々については、できるだけ徒歩あるいは自転車やバイクでということをお願いもしております。

そういう中で、この方は自動車で、この方は徒歩、あるいは自動車以外でという、通勤距離によってその方々にも必ずそういう形で通勤していただきっていうことは現在のところは行って

るわけではございませんので、現在はそのような形となります。

また、行政財産の目的外・目的内っていうのは、先ほど私が申し上げたような趣旨で地方自治法の規定に基づいた言葉遣いになるわけですが、そこがこの行政財産の目的外・目的内っていうところとはまた若干趣旨が私は違うような気がいたしますが、そこについては、先ほど申し上げたようなことで、現在、職員の駐車料金を徴収するという検討は過去に行って、現在も徴収はしていないというところがございます。ただいま再度御意見もいただきましたので、また付け加えて申しますれば、去年の人勧でも職員が自分で駐車場を借りて、通勤している方が一定数いるということで、民間でも、それに対して補助を出しているところも多いということで、去年の人事院勧告においては、駐車料金に対する補助といいますか、そういったものを手当て措置するというところもございました。

本市においては、現在、職員が御自分で駐車場を借りてお金を出しているという実態がございませんので、そういった措置はしておりませんが、そういったところもでございます。

ただいま御意見もいただきましたので、他市の状況等を参考に研究をさせていただきたいと思っております。

○11番（橋口洋一） 今、予算の話ですので、これ以上はしませんけれども、駐車場の利用土地の有効利用というところは、今後も考えていかないといけないと思っています。

庁舎も新しくなることを計画しているところで、有効的な利用も含めたところで、今後考えていきたいと考えております。雨のとき、私どももやってくると、なかなか駐車場も空いていないと、何でかなあと思うところもあったりしてですね。

使うべき人、使わなくてもいい人もいろいろ入ってきたりもするのかなあと思うところもありますので、そこら辺は適正な行政財産の運用というか、そちらも考えていただきたいと要望しておきます。

○9番（禰占通男） 22ページのこの生活保護費、歳出にもありましたけど、昨年来、一般質問でもしたんですけど、この生活保護の扶助費の減額補償が3月から始まるっていうことにもなっているみたいですけど、本市の歳出の2億5,000万円と歳入の2億5,000万円が一緒なんですけど、この補償の部分はどうなっているんですかね。

○福祉課長（平塚孝三） 今、9番委員から御質疑がありました最高裁判決への対応を踏まえた保護費の追加給付に係る件についての御質疑だと思います。

歳出については、予算のあらましの9ページを見ていただきたいんですけども、民生費の65に生活保護費を計上しているところです。

令和7年度当初予算で3億3,308万6,000円、令和8年度の当初予算は3億3,600万9,000円という予算を計上させていただいたところがございます。

先ほど追加給付の予算ですけども、予算については、4番目の2,073万6,000円予算計上しているところがございます。

この追加給付においては、3月の補正で生活保護のシステム改修費ということで19万8,000円予算計上をさせていただきまして、この追加給付に関わる対象者の過去の情報を抽出するシステムを改修する計画としているところがございます。

今、国でその追加給付の計算ツールを開発中なんですけれども、国から開発される計算ツールに、先ほど言いましたシステム改修して、その情報を抽出して、その計算ツールに投げ込んで追加給付の計算をすることになっておりますけれども、今まだ対象者の支給額でありますとか、そういったものが確定しておりません。

生活保護費は、6級に分けて、それぞれの物価でありますとか、生活水準でありますとか、そういう級値を定めているんですけども、その枕崎の級値が3級の1という区分になるんですけども、国がその影響額ということで、1世帯当たり6万4,000円という推計値を出している

ころです。

先ほども申したように、国が6万4,000円という金額を推計値として出しております。

今また手作業で、追加給付になるであろうという世帯を手作業で抽出して、324世帯であろうということで、6万4,000円掛ける324世帯ということで、2,073万6,000円計上させていただいたところでございます。

○9番（禰占通男） 324というのは、延べで324ということですか。

○福祉課長（平塚孝三） 実世帯で324世帯と推計しているところですがけれども、生活保護については、認定廃止、認定廃止と繰り返される場合がありますので、重なっている部分がありますので、実世帯よりは多く算出している可能性がございます。

○9番（禰占通男） 最終的に国のいろいろ、ソフトの入替えどうのこうのって言いますが、最終的には、はっきりと分かる時期というのは分からないですか。

○福祉課長（平塚孝三） その支給額がはっきりする……。

○9番（禰占通男） 支給額もだけど、対象世帯もろもろが実際に幾らでした、額は幾らでしたってそういうのが分かるという時期です。

○福祉課長（平塚孝三） 先ほど申しましたシステムの改修が終わりまして、今生活保護システムにある対象者データを抽出いたします。今、国で計算のツールを開発して、テスト中でありませぬ。それが市町村に配付されるわけですがけれども、そのデータを抽出して計算ツールにのせて算出することになりますので、まだ実際作業を進めておりませぬので、どの程度かかるか分かりませぬけれども、新年度にデータを抽出して、計算ツールにのせて、確認作業をするに当たって2か月程度はかかるんじゃないかなと考えておりますけれども、繰り返しになりますけれども、まだ実際、取りかかっておりませぬので、その確定する時期は正確にはお答えできないところでございます。

○9番（禰占通男） もう一つ、本年度から始まる子ども・子育て支援について、子ども・子育て支援交付金というのが23ページに、真ん中から上にあるんだけど、子ども・子育ての政策がいろいろ載っていますけど、本市としては、子ども・子育て支援の交付金としては4,700万円入っていますけど、これの使い道、そして、子ども・子育て支援交付金としてこの額が最高なのか、その点をお伺いいたします。

○健康・子ども課長（鮫島眞一） お尋ねの子ども・子育て支援交付金の4,751万4,000円については、国のこども家庭庁から、この支援交付金に該当の事業に交付金として来ているところでございます。

充てております事業を申し上げますと、健康増進係と子育てサポート係で併せて所管しております利用者支援事業や、健康増進係で所管しております妊婦等包括相談支援事業、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などとなっております。

子育て支援に関する国の指定された事業に使用しなければならない交付金となっております。

算定額については、事業の基準額に基づいた交付金となっております。

○9番（禰占通男） 今、課長から説明があったんですけど、この地方単独事業にも使えるということで、本市単独事業と言ったら、先ほど課長からありましたように、どの事業名なんですか。

○健康・子ども課長（鮫島眞一） 私の答弁に少し誤解を生んだ部分があったのかもしれませんが、国が定めた事業になりまして、市の単独事業には、この交付金は使えないと理解をしているところでございます。

○9番（禰占通男） 当初予算の留意事項には地方単独部分も含まれますよという説明があるものだから、今国から示された部分じゃなくて、本市独自というのは何かあるんですかという私の求める説明はそういうことです。

○健康・子ども課長（鮫島眞一） 令和8年度当初予算に関しては、国からのこの交付金につい

ては、本市単独事業には使用はしていないところです。

○6番（立石幸徳） 市債の件でお尋ねをします。予算書の40ページから市債がずっと出ているんですけど、今度、项目的にはお尋ねもした脱炭素化推進事業、この部分が本庁舎のLED、それから健康センター、福祉センター、あるいは空港、学校給食センターですか、LED化の取組で、この脱炭素化推進事業を使うようになっているんですよ。

今、ここに出ているのが5か所ぐらいあるかと思うんですけど、これの限度額とか、制約、使途に当たっての要綱はどうなっているんですかね。

○財政課長（田代勝義） 限度額は、国の予算額に応じて同意等を得ることになりますので、特に幾らだという限度額は示されておりませんが、国の計画額の範囲内ということになります。

この脱炭素化推進事業債の主な中身については、再生可能エネルギーに関するもので、公共施設等のZEB化や省エネルギー改修、LED照明導入、電動車の導入などに充てられる地方債となります。

○6番（立石幸徳） 今度の総括でもいいんですけども、あらましで出されている本市の市債依存度ですね、8年度は8.5%ですか。ということで、いろいろ借金体質とかそういう状況でも全然ないんですけども、かつては非常に起債に制限が本市財政上、与えられたりいろいろしていたんですけど、現在でこの本市の財政上、市債発行に当たっての留意事項といいたいでしょうか、財政健全化という意味では、どの程度の市債発行が健全という形になっているものなのか、この辺の見極めはどうなっていますかね。

○財政課長（田代勝義） 本市においても、実質公債比率の割合に応じて、起債を借りる際に同意ではなく許可という形で起債を借りなければならないときがありました。

今、資料がないのでそれが何%かというところは申し上げられませんが、現在本市における実質公債比率は令和6年度で7.6%と順調に減少してきています。

実際に幾らが適正な額ということでは、今具体的に申し上げられませんが、起債残高は年々増加してきていますが、平成26年度から交付税措置のある有利な地方債が借りられていることから、実質的な負担額という返済額は以前と比べて大分少なくなっている状況になっています。

○6番（立石幸徳） そのほかの部分というか、全体的なことは総括でまた聞きますけど、その起債の制限比率といいたいでしょうか、今財政課長から強化、あるいはその申請だけでいいんだというその率は、きちっと示されていないんですか。

○財政課長（田代勝義） 申し訳ありません、総括でまた答弁させていただきたいと思います。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——なければ、以上で歳入の審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時10分 再開

〔総括〕

○委員長（水野正子） 再開いたします。

次に、一般会計全般の総括に入ります。

それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 財政全般もなんですけれども、総務費のところ、聞き漏らしたこのあらましの5ページ、16公共施設等総合管理計画更新業務委託、本市の公共施設を全般的に管理計画を更新するということで、300万円ぐらいの委託費が出ているんですけど、まず、今度の業務の委託の目的といいたいでしょうか、狙いは何ですかね。

○財政課長（田代勝義） 本市の公共施設等総合管理計画については、平成29年に計画策定して10年目となるということで、来年度新たに計画を策定することにしています。前回の計画で

も40年後を見据えながら、10年間の計画としていましたが、次回も個別施設計画をもとに施設の洗い出し等を行いながら全体的な更新改修について計画を策定していくものです。

○6番（立石幸徳） そうしますと、本庁舎の庁舎建設基金等も毎年度幾らかずつ積み立てているんですけど、そういったところも見通したいろんな計画になっていくということなんですか。

○財政課長（田代勝義） 次の計画が18年度までの10か年間となりますので、新庁舎については計画に含まれないものと考えていますが、今後、新庁舎に関する計画というかそういう検討が進む中で、その状況によっては、公共施設等総合管理計画の見直しを行うなど、現状に沿った形にしていきたいと考えています。

○6番（立石幸徳） 18年度までと言ったら、本庁舎も18年度までにめどをつけるような計画になっているんじゃないんですか。

つまり本庁舎をどうするかというものがしっかり定まらないと、いろんな外にある施設をどうするかというのは当然、関係というか関連が出てきますよね。

教育委員会や健康センター、いろいろ公共施設でどうしようと言ったって、本庁舎をどうするかというのがきちっと決まらないと、なかなか外部のというか、出先の施設をどうするということにはなかなか見通しを立てにくいんじゃないんですか。

そういう点では、今度のこの計画はどうなっていくんですか。

○財政課長（田代勝義） 委員がおっしゃるとおり、新庁舎がどうなっていくのかがやはり他の施設を含め、そこは重要な点になってくるとは思います。

しかしながら、新庁舎の概要については今後進められていく話ですので、次の総合管理計画については、現在のものを踏襲する形で行いまして、先ほども申し上げましたように、新庁舎の在り方等進んできましたら、総合管理計画を見直していこうと考えております。

○6番（立石幸徳） 両方並行していろいろ検討していくということで、なかなかやりにくい面もあると思うんですけども、ただこれは総合振興計画のとき触れたかと思うんですけど、国が全国の自治体に公共施設の管理の計画を求めてきたのは、主として、合併自治体にそれぞれの公共施設をきちっとコストダウン、コストを削って3つある体育館を1つにのせよとか、そういう形で、公共施設の管理計画大半が策定してきたと思うんです。ただ枕崎はもう何度も言うように合併してない。

そういう公共施設の在り方をどうするかというのは、別に合併しようがしまいが大事なことだということで、平成29年に1回つくったわけですけどね。

しかし、その中でもやっぱり今、庁舎をどうするかというのは、これいつ頃までに大体、結論というか、こうしようという方向性は出すつもりなんですかね。

○副市長（本田親行） 施政方針、それから10番委員の一般質問の中でも答弁いたしましたけども、基本構想というものを新年度から着手いたしましたして、建設については、長寿命化を行った平成28年度からおおむね20年の長寿命化を図りましたので、20年経過する令和18年度頃を目途にということを見据えて、基本構想の策定に本年度から着手する計画でございます。

○6番（立石幸徳） 私は過去、庁舎建設はもうずーっと私の記憶では30年以上前から基金も積み立ててきていたんですよ。

特に一番、俗に小泉内閣の三位一体改革で地方財政が非常に厳しくなって、庁舎建設基金とか、土地開発基金も特例でもって基金を取り崩して、一般会計に本市の場合は回さざるを得ない。一般職員の給与もカットしたとかそういうのがあって、ずっとため込んだ庁舎建設基金も吹っ飛んで、今また新たにこういう基金を何年前ですか、基金積立てをやり出して、そういう状況を見ると、今度の本庁舎云々も、実現するのかどうか疑問を感じてならんのですよね。

こうして積立てはしているけど、本当にその調査を建て替えるそれが本気なのかどうなのかって言わざるを得ないんですよ。そういう意味では、庁内としては、どうしても新しく建て替える

んだっていう庁内での協議、そこはもう始まっているんですか。

○企画調整課参事（中村浩一朗） 庁舎における協議については、今のところ、公共施設の在り方検討会という形で、その中で仮のスケジュールでありますとか、規模の近い自治体の研究をしているところですよ。

その中では、先ほど副市長も申しあげましたとおり、新年度においては、こういった市役所の機能がふさわしいのかということも含めました基本構想を策定していくということで、今のところ検討が進められています。

○6番（立石幸徳） ぜひ検討する際も、いわゆる市民の声ですよ、私は県内で庁舎建設に取り組んでいる自治体は、ほとんどと言っていいぐらい物議を醸して、賛成派、反対派、出てきて、この庁舎建設をめぐる、無駄だということと必要だということが大体分かれてきて、もうがちゃがちゃなっているというのが大半ですよ、全部とは言いませんけど。ですから、まず庁内で云々もだけど、市民の声を聞くというこれはどう考えているんですかね。

○副市長（本田親行） 各自治体の新庁舎の取組について調べてみますと、基本構想の策定の段階で、外部の方々も入られた審議会といったものを設置されていらっしゃるようです。

本市においても、基本構想の策定に新年度から着手するというので申しましたけれども、新年度においては庁舎のどのような機能を持たすのかとか、どのような場所にするのかとか、おおむね基礎的な部分を検討いたしまして、また単年度では、基本構想の策定に至らないかもしれませんけれども、庁内の協議を詰めた段階で諮るというか、たたき台を策定した上で、外部の方を入れた審議会の設置の必要があると、現在考えているところがございますので、そういった方向で取り組んでまいりたいと思っております。

○10番（平田り子） この庁舎問題については、今朝、副市長から、ふるさと納税の偽装の問題の説明がありました。本市も以前、賞味期限のことでいろいろ指摘されたところもあります。

今回のこの4市の偽装問題から、ふるさと納税の在り方もまた厳しくなったりする状況もあると思うんですね。その中でやっぱりふるさと納税からの庁舎積立金として積み立てているものが、これからどうなるかっていうのも分かりません。

そして、今、振興計画の中で、やっぱり基本としてこの人口が増えるための取組をしないとけない、一番大きなところを取組んでいかなないとけないという中で、庁舎を建てたからといって人口が増えるわけではありません。

ですから、この庁舎問題は、これから計画を立てたりするのは必要だと思います。

市民の方で賛成の方もいらっしゃると思うんですが、しっかりとこの人口を増やすというきちんとそこを押さえて、振興計画も庁舎問題も取り組んでいただきたいと思っております。

○9番（禰占通男） 6ページ、民生費の2民生委員・児童委員協議会運営費補助、歳入にもありました地方交付税もついでにお尋ねします。ここでは予算が昨年度も今年度も一緒、そして、一般会計から同額出ています。これについて、地方交付税の対象にはなっていないのかどうかということをお伺いいたします。

○財政課長（田代勝義） 9番委員からのお尋ねの民生委員と児童委員協議会の運営費の補助について、交付税措置があるかというお尋ねですが、交付税の算定経費の中に名目自体はないと思っておりますが、包括算定経費の中で見られているのかどうか今、確認は取れない状況です。

○9番（禰占通男） 今、民生委員と児童委員の活動費について交付税措置を拡充しているということを行っているんですけど、今、国も審議の継続中ですので、まだそれがここに表れるのかどうか分かりませんが、例年こういった一般会計からの支出ということで賄っていると理解していいんでしょうかね。

○福祉課長（平塚孝三） 民生委員の1人当たりの活動費については、市から年額3万6,000円

ということで活動費を出しているんですけども、民生委員・児童委員については、県の特別地方公務員ということで位置づけられていまして、活動費ということで今1人当たり6万0,200円、県から民生委員・児童委員協議会に交付されている状況でございます。

県の6万0,200円については、地方交付税で県に措置されているということになります。

県から連絡が来ているんですけども、8年度に活動費の拡充を行うということで、金額等は連絡が来ていないんですけども、令和8年度に地方交付税の中で増額していくことで連絡が来ているところです。

○9番（禰占通男） 民生委員の手当、支給額も以前は相当多かったみたいで、今半分ぐらいしかなってないと思うんだけど、この民生委員の成り手不足ですよ、そういうのは聞かないんですか。

○福祉課長（平塚孝三） 民生委員・児童委員については、任期が3年ということで、今年の12月1日に改選を行ったところなんですけれども、60人に57の地区担当の民生委員、それと、3人の主任児童委員ということで、改選をしたんですけども、57の地区の民生委員については、複数の公民館の担当者ということでお願いするところもありますので、公民館にお願いしたところです。

その前に民生委員推薦会を開催するに当たって、公民館からも、成り手がいないんだけどという御相談もあったところなんですけれども、12月1日には、57の地区の民生委員は選任されたところでございます。それと主任児童委員の3名です。総数60名の民生委員・児童委員は選出されたところなんですけれども、今1地区の担当の民生委員については12月に御逝去されまして、まだ後任が見つからない状況にあるところです。

○9番（禰占通男） もう一点、年齢制限ですよ。それは今の状態でずっといくんですか。それとも人生が伸びたというか、ある程度年を取っても元気な方も多いいんだけど、その点について引上げとかそういう考えとか、今はないんですか。

○福祉課長（平塚孝三） 令和6年12月19日に厚労省から民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項ということで通知が来ているんですけども、年齢要件については、平成22年の通達によって、民生委員については75歳未満の者を選任するように努めることと。それと主任児童委員については55歳未満の者を選出するように努めることと定めていますけれども、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であるということで、その年齢要件によらず、人格・識見や活動時間の確保の可能性等を勘案して選任することも可能であるということで通達が来ているところでございます。

○9番（禰占通男） もう一点、消防です。あらまし16ページ、予算は120ページです。

この消防の防火水槽等整備事業という部分がありますけど、以前は防火水槽はあんまり聞かなくて、この消火栓という言葉が躍っていたんだけど、ここ今、昨年度も2,800万円、今年も2,200万円とあるんですけど、この予算書の中に公営企業に対するものの消火栓設置費っていうのがあるんですよ、137万円という。これはどういう目的で設置となっているんですかね。

○消防総務課長（中原勝一） 消火栓設置費負担金については、道路改良工事による支障または消火栓故障時を見込んだ場合の工事費となっております。

○9番（禰占通男） そして、あらましの防火水槽等整備事業ですけど、これも道路工事に関する全て、消防署南側とか消防庁舎外部というこれも。

○消防長（宮原司） 防火水槽等整備事業について御説明申し上げます。

防火水槽等整備事業については、地震等の災害時に水道施設や水道管が破裂され、消火栓が使用できない状況を想定し、地震災害時に使用可能な消火用水として、耐震性を有する防火水槽を、防火水槽等整備計画に基づき、計画的に整備するとともに、経年劣化が見られる既設の防火水槽については、更新整備や補修等による長寿命化対策をすることにより、断水時に使用可能な消火

用水を確保して、火災予防体制の充実強化を図ろうとするものです。

令和8年度においては、市民会館の前の国光公園内に耐震性を有する防火水槽の新設と、水位低下の見られる新町地内の既設防火水槽の改修工事を予定しているところです。

この防火水槽整備事業については、2,266万6,000円をお願いしているところですが、新設工事に1,910万2,000円、既設の改修工事費に356万4,000円を計上しているところです。

財源といたしましては、消防防災施設整備費補助金が399万6,000円、過疎対策事業債が1,510万円、ふるさと応援基金繰入金が350万円となっているところです。

○9番(禰占通男) 今、改修も手がけているということですが、本市にこの防火水槽は何基ぐらいあるんですか。

○警防課長(中原広次) 本市においては、中央地区、木原地区、立神地区桜山地区、金山地区、別府南地区、別府北地区、以上、台帳で整理されておりまして、合計が173基の防火水槽を有しております。

○9番(禰占通男) これを順番に整備点検ということですか、今後は、どうなんでしょうか。

○警防課長(中原広次) 今回の計画では、おおむね10年間を見込んでおりまして、防火水槽や消火栓については、日常から消防水利として常時使えるように点検等を行っております。

そういったときに、新たに漏水が発生した防火水槽を確認するなどした場合には、またその修正を加えるなど、適宜補修等を行っていきたいと考えております。

○9番(禰占通男) 交付金とか特別交付金とかそういうものの対象にはならないんですかね。

○消防総務課長(中原勝一) 補助金としましては、消防防災施設整備費補助金が基準額の2分の1ということで、基準額が令和8年度に整備する防火水槽については799万3,000円となりますので、その2分の1として399万6,000円となります。

○10番(平田るり子) あらましの10ページ、衛生費のワクチンのところに関してですが、現在様々な情報の中でワクチンの接種を控えるという声も耳にします。

子供については、ワクチンではなく、自然にかかることを選択する保護者もいるとお聞きしますが、私は支援を使ってワクチンを打つ、そして打たない選択、それはどちらでもあっていいとは思いますが、本市は接種対象者の中で接種を受けていない方の人数とかが分かりますか。

○委員長(水野正子) 10番委員、10ページの何番ですか。

○10番(平田るり子) 10ページの予防接種のところですか。インフルエンザとかおたふく風邪などの補助ですね。

○委員長(水野正子) 何番ですか、番号を。

○10番(平田るり子) 27、28、29。

○健康・こども課長(鮫島眞一) 接種対象者については、小児ワクチンなどの定期予防接種においては、予防接種の案内通知発送のため対象者を把握しております。

接種されていない方の把握は、医療機関から健康センターに、接種した方の通知が届きますので、接種した方を把握することで、接種されていない方の把握もできているところでございます。

接種されていない方の対応については、乳幼児等の健診の際に、健康センターに来所したときに保護者の方にお声かけをさせていただき、併せて聞き取りもさせてもらっております。その際に状況に応じて、保護者の方には必要な情報も提供をさせていただいているところです。

ワクチンの接種については、対象者や保護者の方の御判断において接種していただくものと考えておりますので、引き続き健康センターにおいて予防接種の周知等を行っていきたいと考えております。

人数については、多くのワクチン接種を実施しておりますので、今の時点でワクチンごとの接種されていない方の人数は持ち合わせてないところでございます。

○10番(平田るり子) 最後に、19ページの災害復旧費、一般会計の148ページの災害費で、見

つけるけどなかなかないところですが、ここで一つ最後にお聞きしたいんですが、今も災害、ちよどニュース等でも報道されていますが、このペットと一緒に避難をするというところで、ペットはもう本当にたくさんの方が飼ってらっしゃる。

ただ、動物を嫌いな方もいるというところで、この混乱の中で、とても判断できるところじゃないと思うんですが、地区によってペットと一緒に避難できる場所というのも少し聞いたことがあるんですが、これも今、テレビ報道でもありました。

ペットに関する費用とかは、もちろんその飼い主の方が負担するものだと私は認識しているんですが、急にペットがいるために逃げられない、もう避難場所を選んでしまう、そうするとやっぱり被災をしてしまうというのにもつながりますので、この災害に関しては人命が第一優先になりますので、そういった場合のペットとの避難はもうきちんと市でも整理されていらっしゃるのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 現在、立神小学校の体育館をペット同伴避難所ということで指定をして開設しております。今のところ市内にそこが1か所だけなんですけれども、他の自治体を見れば、指定避難所で何か所か設けているところもあります。

またどこも工夫をしておりますので、その辺は本市もまだそういうペット同伴、あるいは同行避難所ができないか、研究をしてみたいと思っております。

○6番（立石幸徳） 8年度をスタートするのに、要望を含めて、今度、総合振興計画も策定されたわけなんですけど、振興計画基本構想を審査する最初言ったように、世界的なハーバード大学で目標はなぜ実現しないのかっていう研究をして、それは、目標を忘れるからですという答えが出たわけですね。

前も言ったんですけど、このすばらしい今度の総合振興計画の将来都市像、「まちの誇り 自然の恵み 未来へつなぐ しあわせ共創都市」ですか、こういったものは、市役所庁内の玄関とは言わなくても、きちっと10年間、目立つ所に掲げて、市民がそういった将来都市像を目指していくんだということを、意識づけをしてほしいと思うんですよ。

でない、第6次の将来都市像も、もう非常に失礼な言い方かもしれんけど、市職員の皆さんで第6次将来都市像を言ってくださいってスラスラ言える職員の方は何名いるかと私は言わざるを得ないんですよ。

だからこういう本当にすばらしい振興計画を、市民が結束して目指すというそういうものを出す、これは約束できませんかね。

○企画調整課長（笹原正二） 今、6番委員がおっしゃるとおり、振興計画こういった理念というものは、共有されてこそその理念だと思っております。ですので、振興計画をぎゅっとまとめて、さらに市民の方にも一緒になってこの計画の達成に向けて取り組んでいただくということを意図して、皆さんに概要版をお配りするということも今、作業を進めております。

今回の将来都市像については、市民の方の幸せをどうつくっていくかというのが目的となっておりますので、皆さんで将来の幸せというものをつくっていきましょうということを一つのキャッチフレーズとしてつくっていく、これは広く共有しなければならないと思います。

様々な場面で、まずは概要版を作ってそれを皆様にお配りしますし、市長と語る会であるとかそういったときにも、テキストとして使っていくということで、常に市民の目につくような形で取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（水野正子） 異議もありませんので、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで委員の皆様には御相談しますが、特別会計も続けて今日審査に入りますか。——ちょっとでも進めるということで、はい。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 48 分 休憩

午後 2 時 56 分 再開

△議案第20号 令和8年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

△議案第21号 令和8年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（水野正子） 再開いたします。

これから特別会計及び企業会計の審査に入ります。

まず、議案第20号令和8年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び議案第21号令和8年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康・子ども課長（鮫島眞一） 議案第20号令和8年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。予算書末尾の説明資料を御覧ください。

令和8年度の予算総額は、28億9,459万1,000円で、前年度当初予算と比較して2億6,352万2,000円、8.3%の減となっています。

歳出の主なものについて、概略を御説明いたします。

総務費については、事務的経費として、総務管理費1,507万6,000円、徴税費841万7,000円、運営協議会費15万1,000円、それぞれ計上いたしました。

保険給付費については、予算総額の約74.8%、21億6,367万9,000円を計上いたしました。

保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児諸費及び葬祭諸費を除いた額については、歳入の(2)県支出金①県補助金ア保険給付費等交付金の普通交付金と同額を計上しています。療養給付費、療養費、高額療養費、移送費のそれぞれの額については、普通交付金の額を基に、各費目の本市の過去の給付実績等により、按分し計上しています。

出産育児諸費については、実績を考慮いたしまして6件分300万円と審査支払手数料2,000円の合計300万2,000円、葬祭諸費については、65件分の130万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業費納付金については、予算総額の約22.8%、6億6,003万4,000円を計上いたしました。国民健康保険事業費納付金の金額については、県が運営方針に基づき算出したものであり、内訳といたしましては、医療給付費分4億6,666万9,000円、後期高齢者支援金等分1億3,992万9,000円、介護納付金分4,056万4,000円、新たに納付が始まる子ども・子育て支援納付金分1,287万2,000円となっています。

保健事業費については、特定健康診査等事業費1,822万8,000円、人間ドック、がん検診補助、糖尿病重症化予防事業、重複・頻回受診者への訪問指導のほか、人工知能等を活用した特定健診受診勧奨委託事業等に要する経費として、2,554万6,000円を計上いたしました。

公債費については、20万円を計上し、諸支出金については、226万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

国民健康保険税については、後ほど税務課長から御説明いたします。

県支出金の保険給付費等交付金については、普通交付金と特別交付金を合計して、予算総額の約76.2%、22億0,563万5,000円を計上いたしました。内訳は、審査支払手数料、出産育児諸費及

び葬祭諸費を除く保険給付費の財源となる普通交付金といたしまして、21億5,294万3,000円を計上いたしました。特別交付金については、保険者努力支援分1,263万3,000円、特別調整交付金分2,838万円を含む5,269万2,000円を計上いたしました。

繰入金については、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億0,790万9,000円と保険者支援分5,721万円、未就学児均等割保険料55万円、職員給与費等2,326万7,000円、産前産後保険料9万円、財政安定化支援事業5,179万8,000円、その他一般会計繰入金2,667万7,000円の合計で、2億6,750万1,000円を計上いたしました。

諸収入については、第三者納付金300万円などの合計で、402万7,000円を計上いたしました。

○税務課長（福永賢一） 私からは、国民健康保険税について御説明いたします。

まず、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金について御説明します。

令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度、妊婦のための支援給付など、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置が講じられたと同時に、それらの措置の実施に要する費用の財源として、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

この子ども・子育て支援金制度において、国は、各医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収し、また、医療保険者は被保険者等から徴収する保険料に子ども・子育て支援金を含めることとされました。本市国民健康保険税条例の根拠となる地方税法においても、国保税の課税額について、これまでの基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に加え、子ども・子育て支援納付金課税額が設けられ、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金課税額の賦課、徴収が行われることとなり、それまでに市は、国保税条例を改正し、子ども・子育て支援納付金課税額の税額その他必要な規定を定める必要があります。

しかしながら、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額や軽減に関する規定については、地方税法施行令に規定されることとなりますが、この規定に係る改正がなされていないことから、現在のところ条例案を提案できておりません。

例年ですと、年度末に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、3月31日付で条例改正案の専決処分を行うことも考えられます。

それでは、予算書末尾の説明資料を御覧ください。

令和8年度の国民健康保険税は、総額4億1,717万3,000円を計上しました。

これは、令和7年度の当初予算額4億0,539万1,000円に対して、1,178万2,000円の増、割合にして約2.9%の増となっています。

はじめに、被保険者数見込みについて申し上げます。

被保険者数は、令和7年度当初で4,572人と見込んだのに対し、令和8年度当初は約8.0%減、366人減の4,206人と見込みました。

続いて、調定額の算定に際しての基本的な考え方について申し上げます。

現年課税分調定の1人当たり保険税は、直近実績の令和8年1月末賦課状況調書による1人当たり保険税を引用して調定額を算出しております。

これによると、令和7年度当初予算編成時の調定予測を加入者数で除した1人当たり保険税、8万9,635円に対し、令和8年度は、約11.8%増、1万0,543円増の10万0,178円となっています。

なお、冒頭申し上げましたとおり、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分の負担をお願いすることとなりますが、調定額の算出においては、県が本年1月に示した納付金・標準保険料率等算定に係る各市町村算定結果の各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率を基に算出しました。

現年課税分調定について申し上げます。

現年課税分調定は、令和7年度当初の4億0,981万2,000円に対し、約2.8%増、1,153万7,000円増の4億2,134万9,000円と見込みました。

このうち、子ども・子育て支援金分は、1,041万円となりました。

滞納繰越分調定について申し上げます。

滞納繰越分調定は、令和7年度当初の3,974万2,000円に対し、約5.7%減、226万6,000円減の3,747万6,000円と見込みました。

収納率について申し上げます。

令和7年度当初予算における現年課税分普通徴収収納率は、医療給付費分、後期高齢者支援金分は95.9%、介護納付金分は93.0%と見込みましたが、令和8年度は、令和6年度の実績も考慮し、子ども・子育て支援金分も含め、全て96.0%で見込みました。

滞納繰越分収納率は、令和7年度当初見込の25.0%に対し、同率の25.0%で見込みました。

現年分子算計上額について申し上げます。

ここまで申し上げてきた要因から、国民健康保険税の現年課税分は、4億0,780万4,000円を計上しました。

これは、令和7年度当初3億9,545万6,000円と比較すると、約3.1%増、1,234万8,000円の増となります。

このうち、子ども・子育て支援金分は1,007万4,000円となります。

滞納繰越分予算計上額について申し上げます。

滞納繰越分は、936万9,000円を計上しました。

これは、令和7年度当初993万5,000円と比較すると、約5.7%減、56万6,000円の減となります。

以上の要素から、冒頭申し上げましたとおり、令和8年度の国民健康保険税は、総額4億1,717万3,000円を計上したものでございます。

国民健康保険税については、以上でございます。

○健康・子ども課長（鮫島眞一） 以上、概略を御説明いたしましたが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

引き続きまして、議案第21号令和8年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

予算書末尾の説明資料を御覧ください。

令和8年度の予算総額は5億4,326万2,000円で、前年度当初予算と比較して、8,402万6,000円、18.3%の増になります。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、事務的経費といたしまして、総務管理費、徴収費の合計で、424万1,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者保険料3億8,880万3,000円、保険料を軽減した分の財源補填として、保険基盤安定負担金1億4,973万8,000円及び延滞金5万円の合計で、5億3,859万1,000円を計上いたしました。

諸支出金については、保険料還付金30万円、還付加算金3万円の合計で、33万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

後期高齢者医療保険料については、後ほど税務課長から御説明いたします。

5ページをお開きください。

一般会計繰入金については、事務費繰入金430万4,000円、保険料を軽減した分の財源補填と

して、保険基盤安定繰入金を負担金と同額の1億4,973万8,000円を計上いたしました。

○**税務課長（福永賢一）** 後期高齢者医療保険料について説明します。予算書の5ページをお開きください。

令和8年度の後期高齢者医療保険料は、3億8,880万3,000円を計上しました。

これは、前年度の当初予算と比較して6,515万3,000円の増となっています。

保険料の内訳としては、特別徴収保険料2億5,968万9,000円、普通徴収保険料1億2,911万4,000円の合計で、3億8,880万3,000円となっています。

これは、予算書末尾に記載してあります「後期高齢者医療広域連合納付金」の被保険者保険料分の金額(2)、①と同額となっています。

保険料については以上です。

○**健康・こども課長（鮫島眞一）** 以上、概略を説明いたしましたが、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○**委員長（水野正子）** それでは審査をお願いいたします。

○**6番（立石幸徳）** まず、国保の被保険者の人数ですけど、7年度4,572名が今度366人減少ということでしたかね、確認しますけど、そういうことでよろしいですかね。

○**税務課長（福永賢一）** 令和7年度当初で4,572人、令和8年度当初は366人減の4,206人でございます。

○**6番（立石幸徳）** それで366人減少の原因といいましょうか。いわゆる178万円でしたっけ。手取りを増やすことでの基礎控除引上げ関係の影響は何名ぐらいになるんですか。いわゆる国保から社保に移っていくってことだけ。

○**健康・こども課長（鮫島眞一）** 国保の被保険者数の減少については、6番委員が、今お話しされました被用者保険社会保険への移行の方もいらっしゃると思いますが、一番の要因としては、団塊の世代付近の年齢の方々が、昨年までにおおよそ後期高齢者医療に移行されていますが、75歳手前の方も、ある程度的人数いますので、その影響もあるかと思っております。

委員から御質疑のありました、社会保険へ移行された方の人数については、細かい数字を持ち合わせてないところでございます。

○**6番（立石幸徳）** それは把握して確認する必要があるんじゃないですか。これはいつ頃、そういった確認が、しっかりできるようになるんですかね。後期高齢は年齢的なものですから、すぐ分かりますよね。もう75歳になった人は後期にいくわけですから。

○**健康・こども課長（鮫島眞一）** 社保に加入して国保を喪失する場合は、手続が必要ですので、健康・こども課で把握ができております。

その人数は、手作業により拾い上げになるかと思っておりますので、少しお時間が必要になるかと思っております。

○**6番（立石幸徳）** それは確認が取れて機会があったときに教えていただければと思います。

それから中身もですけど、施政方針でいわゆる令和9年度に、法定外繰入れを解消するんだという方針が出ているわけですけど、そういう意味で、今度8年度はその他一般会計繰入金、2,667万円ぐらいですか。

今度はその他会計繰入れを出しているんですけど、前年度7年度当初が、5,000万円以上のその他会計繰入れになっていたと思うんですけど、そういう意味では国保財政自体は、いい形というかそれだけの努力はされてきたと受け止めればいいんですかね。

○**健康・こども課長（鮫島眞一）** 委員がおっしゃいますとおり、その他会計繰入金は今回予算的に縮小しております。財政的に好転したかどうかいろいろな要素があると思いますが、7年度に税率改定をさせていただいた影響が一番大きいと思います。

それ以外には被保険者数が減少していることで、国保会計全体の予算額も縮小方向になってお

りますので、そういう事情もあろうかと思っているところです。

○6番（立石幸徳） そうしますと今7年度の税率改定もそういうことでいい方向には来ているけど、9年度の完全解消というところまではまだ見通しは立ってないわけですよ。それで、いずれにしても8年度で9年度からの税率の在り方について検討を行うってことになっているんですけどもこの検討はもう始まっているんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 7年度の税率改定以前からも検討はずっと行ってきておりまして、8年度の医療、後期、介護分について、税率改定が必要かどうか、内部の国保安定化委員会などで議論を行っているところでございます。

また、国保財政の安定化へ向けて国保連合会の国保税のシミュレーション事業にも、手を上げまして試算を行ってきているところでございます。

○6番（立石幸徳） 内部でやっているそれは国民健康保険事業安定化対策委員会を開いていると考えればいいですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） そちらの会議も開きまして、その中で国保財政の状況、税率改定についての検討を行っているところです。

○9番（禰占通男） 補正でもあったみたいだけど、8年度分の出産育児諸費は、この交付税措置はどうなっているんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 地方交付税措置は、9番委員がおっしゃるとおり8年度からなくなります。

○9番（禰占通男） そうすると、もう国保で賄うしかないってことですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 保険税と出産育児交付金で今後は賄う形になろうかと思いません。

○6番（立石幸徳） 今度8年度から始まる先ほどからいろいろ説明があったこの子ども・子育て支援の分ですね。これは国保に関しては、1人当たり月額300円ということだったんですかね。各保険によって若干違いがあったんじゃないですかね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 国で示しております8年度見込額については、国民健康保険制度では、1人当たり月額250円です。国保税は世帯ごとの課税になりますので、1世帯当たり350円が、国から目安ということで示されております。

○6番（立石幸徳） 目安って言うけど、実際は、新年度から幾らずつもらうようになっているわけですか。

○税務課長（福永賢一） 子ども・子育て支援金分については、まず所得割が0.3%、それから均等割が960円、それから平等割が890円、これが年額になります。

○6番（立石幸徳） 私はもう金額が決まっているかと思っているんですけど。何かその割合、所得割とか、平等割とか、何かそういう非常に複雑だったような気がするんですけど、それは、先ほど健康・こども課長が言ったように、1人当たりと1世帯ごとと違っていくんですか。例えば標準世帯では幾らになりますか、年額で。

○税務課長（福永賢一） 先ほども健康・こども課長から説明のありました税率等を検討する在り方、庁内の国保安定化委員会の中で、子ども・子育て支援金分の税率を決めるに当たりまして、シミュレーションを5つぐらいのモデル家庭という形でしましたので、その部分でお答えいたします。

40代の夫婦と小学生の子供3人世帯の場合に、課税所得が200万円であった場合、子ども・子育て支援金分に係る金額は年額8,300円となります。同じように、65歳の単身世帯の場合は、200万円の課税所得であれば7,300円という形でシミュレーションをしております。

○6番（立石幸徳） シミュレーションもですけど、それはもう4月から適用していくわけでしょう、税率を。その辺の周知方というか、これはもうなされているんですかね、国保被保険者に

は。

○**税務課長（福永賢一）** まず条例改正の部分もあるわけですが、市民への周知については、8月に本算定になりますので、それまでは仮算定という形で、前年度分の保険料の6分の1相当を4月、6月とお願いする形で通知をしますので、8月の本算定の中で、きちんとした通知をする形になりますので、それまでの間に、子ども・子育て支援金のことも含めて、周知を図っていきたくて考えております。

○**6番（立石幸徳）** それは本算定が来たらきちっと周知どころかもうそれでいくわけですけど。

○**税務課長（福永賢一）** 仮算定の通知の中にも、子ども・子育て支援金分が始まりますという案内チラシを入れて、広報、周知する予定としております。

○**6番（立石幸徳）** この件の最後にしますけど、そうしますと要は、国自体の地方税法というか、それがまだきちっと改正できずに、どんどん3月末にいわゆる専決処分もせんといかんという状況があるので、市も条例改正ができていない、だから正確な周知は今できないけど、仮算定と、そういう経過も含めて、市民にはできるだけ早く通知というかお知らせをすべきだと思うんですよ。でないと、何でこんなものが取られるようになったんだって、どうしても市民からは、被保険者から出ると思いますのでね、そのところは気をつけて対応していただきたいと思います。

○**9番（禰占通男）** 確認ですけど、この2歳児までの医療費は、この8年度、何か無償はなかったですかね、取組ってというのは。

○**健康・子ども課長（鮫島眞一）** 国民健康保険制度においては、2歳児までの医療費の制度改正は、承知していないところでございます。

公的助成については、子育てサポート係で業務を行っていますが、特段の改正事項など現時点では承知してないところです。

○**委員長（水野正子）** ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○**委員長（水野正子）** 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**委員長（水野正子）** 挙手多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○**委員長（水野正子）** 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第21号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**委員長（水野正子）** 挙手多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで委員の皆様、次の介護保険までされますか。——それでは執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時34分 休憩

△議案第22号 令和8年度枕崎市介護保険特別会計予算

○委員長（水野正子） 再開いたします。

次に、議案第22号令和8年度枕崎市介護保険特別会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○長寿介護課長（川野優治） 議案第22号令和8年度枕崎市介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

令和8年度の介護保険特別会計予算の総額は、28億2,646万7,000円で、令和7年度当初予算額に対し、率にして約1.3%、額にして3,636万円の減となります。

歳出予算の主なものは、総務費6,682万6,000円、保険給付費26億6,695万円、地域支援事業費9,218万6,000円、諸支出金50万4,000円などであります。

なお、保険給付費については、第9期介護保険事業計画における令和8年度の給付見込みをベースに、令和7年度の利用状況も勘案した給付費総額を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金7億3,654万5,000円、国庫支出金7億0,871万8,000円、保険料4億8,881万8,000円、繰入金4億7,658万1,000円、県支出金4億1,543万5,000円、諸収入その他37万円で措置いたしました。

以上、概略申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（水野正子） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 基金の積立金が1,000円ということで予算にはなっているんですけど、7年度末は、基金積立はどういう状況だったですかね。覚えてないんですけど。

○長寿介護課長（川野優治） 介護給付費準備基金については、7年度末残高は、4億0,834万3,483円となる見込みでいるところです。

○6番（立石幸徳） 今までのずーっとこれまでの継続した積立残ってというより、7年度に限ったこの基金積立では、まだ閉めてはいないんでしょうけれども、幾らぐらいになりそうですか。

○長寿介護課長（川野優治） 6年度末の余剰金が8,381万4,588円となっております。7年度についてはまだ現在進行中であります。

○6番（立石幸徳） 要は基金の状況を聞くのは、つまり、7年度末で4億円以上の4億8,000万円でしたかな、積立残が出そうだと。これはちょうど今、最後、末尾の保険料がちょうど4億8,800万円ですよね、8年度の保険料の見込みが。大体それと同額の基金を持っているわけですよ。

考え方として、よく言われるんですけど、介護のサービスを十分にやって、その代わり保険料は、いずれにしても、サービスを提供するとなると保険料は少しは上がるという形を取るのか、それともその保険料を安くするために、介護サービスも絞るといっておかしいけど、いろんな形で調整するのかと。

やり方としては2つあるわけですよ。でもこれだけ4億円以上の5億円近い基金を持っていたら、もうちょっと枕崎市民の介護で苦勞している人に、いろいろサービス提供して、介護の状態から少しでも脱出っていうか抜けられるような方向に行ったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、この基金の積立額の目途、この辺まで積み立てていったほうがいいんじゃないかという、そういう目安は、持ち合わせていないんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 委員からありますように、基金額が年々増加している状況であります。第9期の保険事業計画のときにも基金を若干取り崩しまして、保険料の抑制を図ったとこ

るであります。

10期計画においてもそのような状況ですので、ある程度高齢者の負担増にならないような保険料の設定はしないとイケないというのは思っているところです。

介護サービスの関係については、御存じのとおり、介護人材の問題だったりとか、事業所等はそういう部分もありますので、ただ、保険者としては委員がおっしゃるような、介護保険サービスの充実というのは図っていかないといけませんので、そこについてはどのようなサービスが提供できるのか、今後も検討していきたいと思っております。

○6番（立石幸徳） 私はさっき国保審査しましたけど、医療・介護部門はいろんな意味で大胆にっていうか、いろんな制度に手を突っ込んでいって、いい形にしないと。ただ、今までどおりって言うってしても、医療介護の分野というのは、私は実におかしくなると思うんですね。

それで、例えば今出ている医療機関にも、診療報酬、いろんな形で、国も考えて、また特別補助も出た。この介護報酬も、本当に介護に携わる人たちが、安心して介護の従事者になれるように、そういう面もいろんな意味で充実していかんといけないと思うんですよ。

ただその基金を変にため込んでおっても、本当に介護がしっかりいい形でなされているかといえば、基金も万が一のとき大事だけど、基金にそんなにため込む必要はないんじゃないですか。

だからその一定の目安を持っておけば、基金をオーバーした場合は、いろんな形で介護人材あるいは介護サービスをどんどん取り組んでいくと。こういう姿勢であってほしいなと思って聞いているわけですよ。

○長寿介護課長（川野優治） 基金の残高については、委員からおっしゃるように、幾らぐらいというのは、はっきり示されていないところでもありますけども、個人的には基金の額としては、4億円程度ありますので、それ以上は積み立ててもどうかというのは、思っておりますので、内部でも協議をいたしまして、基金の残高の在り方というのは検討していきたいと思えます。

○9番（禰占通男） この末尾の地域支援事業費ということで、前は居宅介護何かそういうのがあったような気がするんですけど、この介護予防生活支援サービス事業費の中に含まれているのか、ここに訪問サービス等を提供する費用ってあるんですけど、これどうなっているんですか、居宅で介護している人へのサービスっていうのは。

○長寿介護課介護予防係長（大迫睦樹） 今お尋ねの介護予防生活支援サービス事業について御説明いたします。

通所介護訪問介護サービスという記載がございますが、以前は、要支援1 要支援2の認定を受けられている方の通所介護、デイサービスですね。あと訪問介護サービス。

ヘルパーは、介護保険サービスの中に位置づけられていたんですけども、それが平成28年以降、市の独自事業として、介護保険サービスから切り離されて、介護予防生活支援サービス事業と名称が変わっているところでございます。

ただ現状としましては、特段、介護保険制度の枠組みの中にあつた頃と中身は、大きくは、変わっていないところです。

○9番（禰占通男） 前は家族がある程度介護に従事したということに支援金とか、何かなかったですか。それもなくなったの。

○長寿介護課主幹兼高齢者介護保険係長（相良勝也） 今の御質疑の回答になるんですが、一般会計で老人介護手当ということで、老人介護をする御家族の方に手当を支給しているところです。継続してやっているところです。

○9番（禰占通男） 一般会計でやっているということは、介護保険とは別ということですか。

○長寿介護課主幹兼高齢者介護保険係長（相良勝也） はい、介護特会とは別に一般会計でしております。

○6番（立石幸徳） 今さっき説明の中で訪問介護と言葉が出ましたけどね。この訪問介護は前

回のいわゆる基準、あるいは国の補助の在り方が非常に厳しくなって、訪問介護の事業所も、倒産なり閉鎖というのが非常に増えてきたわけですね。

何でそんなことが起きるかといって、国会でもいろいろあったみたいですけども、しかし国会が結論を出す前に、例えば介護事業所から、はるか遠いところに、訪問介護に行く。そういうときには、自治体で、ガソリン代なりその経費を見ないと、はるか遠いところに訪問介護に行く場合と、もう歩いても行けるところとのそういうものが一緒くたにやられちゃおかしくなるわけですから。遠距離のところの訪問介護、そういうところには、市で支援をしますよとか、やれることはいっぱいあると思うんですよね。

そうすることで、本当に本市の介護にお世話にならざるを得ない方々が、いろんな形で長生きするなり、いい形になっていけばいいわけであって、そういうものをやっぱりどんどん担当課で発案、提案して、取り組んでいただきたいと思うんですけどね。

ただ国が示したこと、いろんなものをこうしてやっていますじゃなくて、我が市で何ができるのというのも考えていいんじゃないですか。

副市長、そういう面でもうちょっと医療、介護、こういう面にもハッパをかけてもらう気はないんですかね。

○副市長（本田親行） ただいま御意見がございましたけれども、そういった市内の実態とか現状を把握する中で、おっしゃったような取組ができないか、検討してまいりたいと思います。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第22号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（水野正子） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（水野正子） 挙手多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時56分 散会